

水質汚濁防止法第 2 条第 2 項に定める特定施設（施行令別表第 1）

水質汚濁防止法に基づく特定施設			
一 鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 選鉱施設 ロ 坑水中和沈でん施設 二 掘削用の泥水分離施設 一の二 畜産農業又はサービスマスの用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 豚房施設（豚房の総面積が五〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ロ 牛房施設（牛房の総面積が二〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ハ 馬房施設（馬房の総面積が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） 二 畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 三 水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 ロ 脱水施設 ハ 脱水施設 ホ 湯煮施設 四 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 圧搾施設 ハ 湯煮施設 五 みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設 六 小麦粉製造業の用に供する洗浄施設 七 砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設 八 パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あん沈でんそう 九 米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機 十 飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸留施設 十一 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設 十二 動植物油脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設	ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設 十三 イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設 十四 でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ 分離施設 ニ 分給施設 十五 ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設 十六 麺類製造業の用に供する湯煮施設 十七 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設 十八 インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設 十八の二 冷凍調理食品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設 十八の三 たばこ製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設 十九 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副産物処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そうシルケット機 ホ シルケット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設 二十 洗毛業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設 二十一 化学繊維製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設 二十一の二 一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー 二十一の三 合板製造業の用に供する接着機洗浄施設 二十一の四 パーティクルボード製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式パーカー ロ 接着機洗浄施設 ニ 木材薬品処理業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式パーカー ロ 薬液浸透施設 二十三 パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式パーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設	ホ 蒸解廃液濃縮施設 チ ップ洗浄施設及びバルブ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設 二十三の二 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設 二十四 化学肥料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設 二十五 （削除） 二十六 無機顔料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設 二十七 前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 二十八 カーバ이트法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロブレンモノマー洗浄施設 二十九 コールタール製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設 三十 発酵工業（第五号、第十号及び第十三号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設 三十一 メタン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設	三十二 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設 三十三 合成樹脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設 三十四 合成ゴム製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器 三十五 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設 ニ 合成洗剤製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設 三十七 前六号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第五十一号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 リ ニーエチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設

三十八 石けん製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料精製施設 ロ 塩析施設 三十八の二 界面活性剤製造業の用に供する反応施設（一・四・ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。） 三十九 硬化油製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 脱酸施設 四十 脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設 四十一 香料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 抽出施設 四十二 ゼラチン又はかわの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設 四十三 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設 四十四 天然樹脂製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設 四十五 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設 四十六 第二十八号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 過湿施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設 四十七 医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ 過湿施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設（第二条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。） ホ 廃ガス洗浄施設 四十八 火薬製造業の用に供する洗浄施設 四十九 農薬製造業の用に供する混合施設 五十 第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設 五十一 石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設 五十一の二 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業、防振ゴム製造業を除く。、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設 （追加Ⅱ昭五六政令三二七） 五十一の三 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設 （追加Ⅱ昭五六政令三二七） 五十二 皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設 五十三 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設	五十四 セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。） 五十五 生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント 五十六 有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設 五十七 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設 五十八 窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設 五十九 砕石業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 六十一 砂利採取業の用に供する水洗式分別施設 六十一 鉄鋼業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設 六十二 非鉄金属製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設（溶融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設 六十三 金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 六十三の二 空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設 六十三の三 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設 （追加Ⅱ昭五六政令三二七） 六十四 ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。） 六十四の二 水道施設（昭和三十三年法律第七十七号）第三條第八項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二條第六項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第二十一條第一項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの（これらの浄水能力が一日当たり一万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。） （追加Ⅱ昭五一政令一二二） イ 沈でん施設 ロ ろ過施設 六十五 酸又はアルカリによる表面処理施設 六十六 電気めつき施設 六十六の二 エチレンオキサイド又は一・四・ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）（追加Ⅱ平二四政令一四七） 六十六の三 旅館業（旅館業法（昭和二十三年法律第三百十八号）第二條第一項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの （追加Ⅱ昭四九政令三六三） イ ちゅう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設	六十六の四 共同調理場（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第六條に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） （追加Ⅱ昭六三政令二五二） 六十六の五 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が三六〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） （追加Ⅱ昭六三政令二五二） 六十六の六 飲食店（次号及び第六十六号の八に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が四二〇平方メートル未満のものに設置されるものを除く。） （追加Ⅱ昭六三政令二五二） 六十六の七 そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が六三〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） （追加Ⅱ昭六三政令二五二） 六十六の八 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が一、五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） （追加Ⅱ昭五四政令一三二） 六十七 洗濯業の用に供する洗浄施設 （追加Ⅱ昭六三政令二五二） 六十八 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設 六十八の二 病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一條の五第一項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が三〇〇以上であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの （追加Ⅱ昭五四政令一三二） イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設 六十九 と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設 （改正Ⅱ平二政令一五） 六十九の二 中央卸売市場（卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第二條第三項に規定するものをいう。）に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。） （追加Ⅱ昭五一政令一二二） イ 卸売場 ロ 仲卸売場 六十九の三 地方卸売市場（卸売市場法第二條第四項に規定するもの（卸売市場法施行令（昭和四十六年政令第二百一十一号）第二條第二号に規定するものを除く。）をいう。）に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が一、〇〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） （追加Ⅱ昭五七政令一五七） イ 卸売場 ロ 仲卸売場 七十 廃油処理施設（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第三條第十四号に規定するものをいう。） 七十の二 自動車分解整備事業（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第七十七條に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗浄施設（屋内作業場の総面積が八〇〇平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。） （追加Ⅱ昭五六政令三二七） 七十一 自動式車両洗浄施設 七十一の二 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げるもの （追加Ⅱ昭四九政令三六三） イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設 七十一の三 一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第八條第一項に規定するものをいう。）である焼却施設 （追加Ⅱ昭五四政令一三二）	七十一の四 産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五條第一項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの （追加Ⅱ昭五六政令三二七） イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七條第一号、第三号から第六号まで、第八号又は第十一号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二條第四項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第十四條第六項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第十四條の四第六項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの （改正Ⅱ平一〇政令一七三） ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七條第十二号から第十三号までに掲げる施設 （追加Ⅱ平一〇政令一七三） 七十一の五 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。） （追加Ⅱ平三政令二四〇） 七十一の六 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。） （追加Ⅱ平三政令二四〇） （改正Ⅱ平一一政令一二〇） 七十二 し尿処理施設（建築基準法施行令第三十二條第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇〇人以下のし尿浄化槽を除く。） 七十三 下水道終末処理施設 七十四 特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前二号に掲げるものを除く。）
---	--	---	--

水質汚濁防止法第 2 条第 2 項第 1 号に定める有害物質（法施行令第 2 条）

- 1 カドミウム及びその化合物
- 2 シアン化合物
- 3 有機燐化合物
- 4 鉛及びその化合物
- 5 六価クロム化合物
- 6 砒素及びその化合物
- 7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
- 8 ポリ塩化ビフェニル
- 9 トリクロロエチレン
- 10 テトラクロロエチレン
- 11 ジクロロメタン
- 12 四塩化炭素
- 13 1, 2 - ジクロロエタン
- 14 1, 1 - ジクロロエチレン
- 15 1, 2 - ジクロロエチレン（H24.5.25 施行）
（旧シス - 1, 2 - ジクロロエチレンにトランス - 1, 2 - ジクロロエチレンを追加）
- 16 1, 1, 1 - トリクロロエタン
- 17 1, 1, 2 - トリクロロエタン
- 18 1, 3 - ジクロロプロペン
- 19 チウラム
- 20 シマジン
- 21 チオベンカルブ
- 22 ベンゼン
- 23 セレン及びその化合物
- 24 ほう素及びその化合物
- 25 ふっ素及びその化合物
- 26 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
- 27 塩化ビニルモノマー（H24.5.25 施行）
- 28 1, 4 - ジオキサン（H24.5.25 施行）

水質汚濁防止法第 2 条第 2 項第 2 号に定める生活環境項目（法施行令第 3 条）

- 1 水素イオン濃度
- 2 生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量
- 3 浮遊物質
- 4 ノルマルヘキサン抽出物質含有量
- 5 フェノール類含有量
- 6 銅含有量
- 7 亜鉛含有量
- 8 溶解性鉄含有量
- 9 溶解性マンガン含有量
- 10 クロム含有量
- 11 大腸菌群数
- 12 窒素又はりん含有量

水質汚濁防止法第 2 条第 4 項に定める指定物質（法施行令第 3 条の 3）

- 1 ホルムアルデヒド
- 2 ヒドラジン
- 3 ヒドロキシルアミン
- 4 過酸化水素
- 5 塩化水素
- 6 水酸化ナトリウム
- 7 アクリロニトリル
- 8 水酸化カリウム
- 9 アクリルアミド
- 10 アクリル酸
- 11 次亜塩素酸ナトリウム
- 12 二硫化炭素
- 13 酢酸エチル
- 14 メチル—ターシャリー—ブチルエーテル（別名 MTBE）
- 15 硫酸
- 16 ホスゲン
- 17 1,2—ジクロロプロパン
- 18 クロルスルホン酸
- 19 塩化チオニル
- 20 クロロホルム
- 21 硫酸ジメチル
- 22 クロルピクリン
- 23 りん酸ジメチル＝2・2—ジクロロビニル（別名ジクロルボス又は DDVP）
- 24 ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト（別名オキシデプロホス又は ESP）
- 25 トルエン
- 26 エピクロロヒドリン
- 27 スチレン
- 28 キシレン
- 29 パラ—ジクロロベンゼン
- 30 N—メチルカルバミン酸 2—セカンダリー—ブチルフェニル（別名フェノブカルブ又は BPMC）
- 31 3,5—ジクロロ—N—（1,1—ジメチル—2—プロピニル）ベンズアミド（別名プロピザミド）
- 32 テトラクロロイソフタロニトリル（別名クロロタロニル又は TPN）
- 33 チオりん酸 O・O—ジメチル—O—（3—メチル—4—ニトロフェニル）
（別名フェニトロチオン又は MEP）
- 34 チオりん酸 S—ベンジル—O・O—ジイソプロピル（別名イプロベンホス又は IBP）
- 35 1・3—ジチオラン—2—イリデンマロン酸ジイソプロピル（別名イソプロチオラン）
- 36 チオりん酸 O・O—ジエチル—O—（2—イソプロピル—6—メチル—4—ピリミジニル）

(別名ダイアジノン)

37 チオリン酸O・O—ジエチル—O—(5—フェニル—3—イソオキサゾリル)(別名イソキサチオン)

38 4—ニトロフェニル—2,4,6—トリクロロフェニルエーテル(別名クロルニトロフェン又はCNP)

39 チオリン酸O・O—ジエチル—O—(3,5,6—トリクロロ—2—ピリジル)

(別名クロルピリホス)

40 フタル酸ビス(2—エチルヘキシル)

41 エチル=(Z)—3—[N—ベンジル—N—[[メチル(1—メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル)アミノ]チオ]アミノ]プロピオナート(別名アラニカルブ)

42 1,2,4,5,6,7,8,8—オクタクロロ—2,3,3a,4,7,7a—ヘキサヒドロ—4,7—メタノ—1H—インデン
(別名クロルデン)

43 臭素

44 アルミニウム及びその化合物

45 ニッケル及びその化合物

46 モリブデン及びその化合物

47 アンチモン及びその化合物

48 塩素酸及びその塩

49 臭素酸及びその塩

50 クロム及びその化合物(六価クロム化合物を除く。)

51 マンガン及びその化合物

52 鉄及びその化合物

53 銅及びその化合物

54 亜鉛及びその化合物

55 フェノール類及びその塩類

56 1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.1.3,7]デカン(別名ヘキサメチレンテトラミン)

排水基準（排水基準を定める省令（S46.6.21 総理府令第35号））

（１）有害物質

項 目	許容限度（mg/L）
カドミウム及びその化合物	0.03
シアン化合物	1
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	1
鉛及びその化合物	0.1
六価クロム化合物	0.5
砒素及びその化合物	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003
トリクロロエチレン	0.1
テトラクロロエチレン	0.1
ジクロロメタン	0.2
四塩化炭素	0.02
1，2 - ジクロロエタン	0.04
1，1 - ジクロロエチレン	1
シス - 1，2 - ジクロロエチレン	0.4
1，1，1 - トリクロロエタン	3
1，1，2 - トリクロロエタン	0.06
1，3 - ジクロロプロペン	0.02
チウラム	0.06
シマジン	0.03
チオベンカルブ	0.2
ベンゼン	0.1
セレン及びその化合物	0.1
ほう素及びその化合物	10

ふっ素及びその化合物	8
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	10 につきアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100 mg
1 , 4 - ジオキサン	0.5

(2) 生活環境項目

項 目		許容限度
水素イオン濃度		5.8 ~ 8.6
生物化学的酸素要求量		160 (120)
浮遊物質		200 (150)
窒素含有量		120 (60)
リン含有量		16 (8)
ノルマルヘキサン抽出 物質含有量	鉱油類含有量	5
	動植物油脂類含有量	30
フェノール類含有量		5
銅含有量		3
亜鉛含有量		2
溶解性鉄含有量		10
溶解性マンガン含有量		10
クロム含有量		2
大腸菌群数		日間平均 1 cm ³ につき 3000 個

備考 1 水素イオン濃度、大腸菌群数、水温及び透視度以外の許容限度の単位は mg/l。

備考 2 水質の測定方法について、透視度については日本工業規格 K 0102 の 9 に定める方法、水温については一般的な測定方法によるものとし、その他の項目については、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法 (昭和 49 年環境庁告示 64 号) に定めるものとする。

上乗せ排水基準（水質汚濁防止法第三条第三項に基づく排水基準を定める条例）

5 矢作川水域に係る上乗せ排水基準

工場又は 事業場		業種		項目及び許容限度（単位　１リットルにつきミリグラム）						適用の日又は適用期間		
				生物化学的 酸素要求量	化学的 酸素要求量	浮遊物質質量	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量		フェノール 類含有量		銅含有量	
							鉱油類	動植物 油脂類				
既設の工場又は事業場	下水道区域に所在する者	全業種		25（20）	25（20）	70（50）	5	10	1	1	S48.6.14	
	その他の地域に所在するもの	畜産農業又はサービス業（豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業用に供するものに限る。）	日平均排出水量が 50m ³ 以上のもの	130（110）		160（120）					S58.1.1	
			日平均排出水量が 20m ³ 以上 50m ³ 未満のもの	160（120）		200（150）						
		畜産食料品製造業	乳製品製造業	80（60）		30（20）		10			S48.6.24	
			その他	120（100）		90（70）		10				
		水産食料品、調味料、水あめ又はめん類の製造業		120（100）		90（70）		10				
		飲料製造業	清酒製造業	120（100）		90（70）		10				
			蒸りゆう酒又は混成酒の製造業	160（120）		120（100）		10				
			その他	80（60）		70（50）		10				
		動植物油脂製造業		80（60）		80（60）		20				
		でん粉製造業		160（120）	80（60）	90（70）		5				
		冷凍調理食品製造業		50（40）		70（50）		10			S58.1.1	
		繊維工業又は繊維製品製造業	染色整理業	毛繊維加工業	50（40）		50（40）		10	1		S48.6.24
				その他	100（80）		100（80）		10	1		
			その他		100（80）		100（80）		10			
		一般製材業、木材チップ製造業、合板製造業又はパーティクルボード製造業		70（50）		90（70）					S58.1.1	
		パルプ、紙又は紙加工品の製造業	板紙製造業	120（100）		180（150）					S48.6.24	
			その他	90（70）		120（100）						

		造業								
		新聞業、出版業、印刷業又は製版業		25 (20)		30 (20)			1	S58.1.1
		化学工業	医薬品製造業	80 (60)		90 (70)		10		S48.6.24
			その他	50 (40)		50 (40)				S49.4.1
		窯業、土石製品製造業又は非金属鉱業	窯業原料(うわ薬原料を含む。精製業)	日平均 排水 量 が 50 m ³ 以上の もの	25 (20)		200 (150)	2		S48.6.24
				日平均 排水 量 が 50 m ³ 未満の もの	25 (20)		300 (250)	2		
			その他		25 (20)		150 (120)	2		
			鉄鋼業		25 (20)		40 (30)	2	1	
		非鉄金属製造業、金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)		25 (20)		30 (20)			1	
		空き瓶卸売業		25 (20)		30 (20)				S58.1.1
		水道施設、工業用水道施設又は家用工業用水道の施設を有するもの		25 (20)		30 (20)				
		酸若しくはアルカリによる表面処理施設を有するもの又は電気めつき施設を有するもの		25 (20)		30 (20)				S48.6.24
		旅館業		90 (70)	90 (70)	90 (70)				S58.1.1
		病院		40 (30)		90 (70)				
		と畜業		80 (60)		80 (60)				S48.6.24
		自動車分解整備事業の用に供する洗車施設(自動式車両洗浄施設を除く。)を有するもの		50 (40)		70 (50)				S58.1.1
		自動式車両洗浄施設を有するもの		25 (20)		70 (50)				S48.6.24
		科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行うもの		40 (30)		90 (70)				S58.1.1
		一般廃棄物処理施設である焼却施設を有するもの		40 (30)		50 (40)	3	1	1	

		産業廃棄物処理施設を有するもの	25 (20)		30 (20)	3		1	1	
		し尿処理施設を有するもの	(30)		(70)					S48.6.24
		下水道終末処理施設を有するもの	(60)		(120)					S48.6.24 から規則 で定める 日まで
			(20)		(70)					規則で定 める日
新 設 の 工 場 又 は 事 業 場	下水道 処理区 域に所 在する もの	全業種	25 (20)	25 (20)	30 (20)	2	10	0.5	1	S48.4.1
	その他 の区域 に所在 するもの	全業種（畜産農業及びサービス業 （豚房施設、牛房施設又は馬房施設 をその業の用に供するものに限 る。）食料品製造業（冷凍調理食品 製造業を除く。）繊維工業、繊維製 品製造業、旅館業、し尿処理施設 を有するもの並びに下水道終末処 理施設を有するものを除く。）	25 (20)	25 (20)	30 (20)	2	10	0.5	1	S48.4.1
		畜産農業又はサービス業（豚房施 設、牛房施設又は馬房施設をその業 の用に供するものに限る。）	90 (70)	90 (70)	100 (80)					S58.1.1
		食料品製造業 （冷凍調理食 品製造業を除 く。）	乳製品製造業	50 (40)	50 (40)	30 (20)		10		S48.4.1
			でん粉製造業	50 (40)	50 (40)	50 (40)				
			その他	50 (40)	50 (40)	50 (40)		10		
		繊維工業又は繊維製品製造業	50 (40)	50 (40)	40 (30)		10	1		
		旅館業	40 (30)	40 (30)	70 (50)					S58.1.1
		し尿処理施設を有するもの	40 (30)	40 (30)	80 (60)					S48.4.1
		下水道終末処理施設を有するもの	25 (20)	25 (20)	70 (50)					

備考

1 この表に掲げる上乘せ排水基準は、既設の工場又は事業場にあつては1日当たりの平均的な排出水の量が 50m^3 （畜産農業及びサービス業（豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。）に係る事業場にあつては 20m^3 ）以上である工場又は事業場に係る排水について、新設の工場又は事業場にあつては一日当たりの平均的な排出水の量が 20m^3 以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。ただし、非金属鉱業及び窯業原料精製業に係る工場又は事業場にあつては、すべての工場又は事業場に係る排水について適用する。

る排水水について適用する。

2 1の表備考第1号から第3号まで、第5号、第7号及び第8号並びに2の表備考第1号、第2号、第4号及び第5号の規定は、この表に掲げる上乗せ排水基準を適用する場合について準用する。

参考

(1 木曽川水域に係る上乗せ排水基準 備考)

1 この表において「既設の工場又は事業場」とは、次に掲げる工場又は事業場をいう。

(1) 昭和57年7月1日における水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)別表第1に掲げる施設(以下「特定施設」という。)のうち(二)に規定する施設以外の施設を昭和48年3月31日において現に設置している工場又は事業場(設置の工事を行っているものを含む。)

(2) 昭和57年7月1日における政令別表第1第1号の2、第18号の2、第18号の3、第19号、第21号の2から第21号の4まで、第23号の2、第51号の2、第51号の3、第63号の2、第64号の2、第66号の2、第68号の2、第69号の2、第69号の3、第70号の2又は第71号の2から第71号の4までに掲げる施設のみを同年12月31日において現に設置している工場又は事業場(設置の工事を行っているものを含む。)

2 この表において「新設の工場又は事業場」とは、特定施設を設置した工場又は事業場のうち既設の工場又は事業場以外のものをいう。

3 「日間平均」による許容限度は、1日の排水水の平均的な汚染状態について定めたものである。

5 排水基準を定める省令別表第二に掲げる排水基準でこの表に上乗せ排水基準の定めのないものは、新設の工場又は事業場のうち1日当たりの平均的な排水水の量が 20m^3 以上のものに係る排水水について適用する。

7 第1号(2)に規定する施設を設置することにより新設の工場又は事業場となった工場又は事業場で、当該工場又は事業場に係るこの表に掲げる上乗せ排水基準の適用の日が「昭和48年4月1日」とあるものについては、当該上乗せ排水基準の適用の日は、昭和58年1月1日とする。

8 1の工場又は事業場が2以上の業種に属する場合にあっては、当該工場又は事業場の主たる事業の属する業種に係る上乗せ排水基準を適用する。

(2 名古屋港・庄内川等水域に係る上乗せ排水基準 備考)

1 この表において「下水道処理区域」とは、下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域をいう。

2 生物化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水について適用し、化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水について適用する。

4 1 木曽川水域に係る上乗せ排水基準の表(以下「1の表」という。)備考第1号(2)に掲げる工場又は事業場に相当する工場又は事業場で、当該工場又は事業場に係るこの表に掲げる上乗せ排水基準の適用の日が「昭和48年6月24日」とあるものについては、当該上乗せ排水基準の適用の日は、昭和58年1月1日とする。

5 既設の工場又は事業場に当該工場又は事業場に係るこの表に掲げる上乗せ排水基準の適用の日(1の表

備考第 1 号(2)に掲げる工場又は事業場に相当する工場又は事業場で当該適用の日が「昭和 48 年 6 月 24 日」とあるものにあつては、昭和 58 年 1 月 1 日とし、適用期間の定めのある工場又は事業場にあつては、当該適用期間の初日とする。以下この号において同じ。)後において特定施設(昭和 58 年 1 月 1 日前においては、1 の表備考第 1 号(1)に規定する施設に限る。以下この号において同じ。)を設置した場合(適用の日において特定施設の設置の工事をしている場合を除く。)で、当該特定施設の設置に伴い当該工場又は事業場の 1 日当たりの平均的な排出水の量が増加することとなるとき(当該特定施設の設置後の 1 日当たりの平均的な排出水の量が 1000m³未満であるときを除く。)は、当該特定施設の設置の日以後において当該工場又は事業場に係る排出水について適用される上乗せ排水基準のうち生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量及び浮遊物質について許容限度は、付表の算式により算出して得られる値(単位 1 リットルにつきミリグラム)とする。ただし、適用期間の定めのある工場又は事業場に当該適用期間の末日までに特定施設を設置した場合(同日において特定施設の設置の工事をしている場合を含む。)における当該適用期間経過後(同日において特定施設の設置の工事をしている場合にあつては、当該特定施設の設置の日以後)の許容限度は、同表の算式により算出して得られる値とこの表に掲げる当該適用期間経過後の値とのいずれか小さい値とする。

上乗せ排水基準の適用を受ける工場又は事業場は、昭和 57 年 7 月 1 日における政令別表第 1 に掲げる特定施設を設置する工場又は事業場です。昭和 57 年 7 月 1 日以降に追加された特定施設のみを設置する工場又は事業場は、上乗せ排水基準は設定されていません。

当分の間は、排水量 20m³/日以上 50m³/日未満の上乗せ条例の適用を受ける新設の工場又は事業場については、窒素及びりんに係る備考第 5 号の適用を猶予されています。

達成目標値（岡崎市生活環境保全条例第 9 条）

（ 1 ）有害物質

項 目	許容限度（mg/L）
カドミウム及びその化合物	0.015
シアン化合物	0.5
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、 メチルジメトン及びE P Nに限る。）	0.5
鉛及びその化合物	0.05
六価クロム化合物	0.25
砒素及びその化合物	0.05
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005
ポリ塩化ビフェニル	0.0015
トリクロロエチレン	0.05
テトラクロロエチレン	0.05
ジクロロメタン	0.1
四塩化炭素	0.01
1，2 - ジクロロエタン	0.02
1，1 - ジクロロエチレン	0.5
シス - 1，2 - ジクロロエチレン	0.2
1，1，1 - トリクロロエタン	1.5
1，1，2 - トリクロロエタン	0.03
1，3 - ジクロロプロペン	0.01
チウラム	0.03
シマジン	0.015
チオベンカルブ	0.1
ベンゼン	0.05
セレン及びその化合物	0.05
ふっ素及びその化合物	4
1，4 - ジオキサン	0.25

(2) 生活環境項目

項 目		許容限度
水素イオン濃度		5.8 ~ 8.6
生物化学的酸素要求量		25 (20)
化学的酸素要求量		25 (20)
浮遊物質		30 (20)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類含有量	2
	動植物油脂類含有量	10
フェノール類含有量		0.5
銅含有量		1
溶解性鉄含有量		5
溶解性マンガン含有量		3
クロム含有量		1
大腸菌群数		日間平均 1 cm ³ につき 500 個

備考 この表において、「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものをいう。

水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく化学的酸素要求量に係る総量規制基準
(平成29年6月27日 愛知県告示第286号)

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）第4条の5第1項及び第2項の規定に基づき、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第2第2号ロに掲げる指定地域内の特定事業場で、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上のもの（以下「指定地域内事業場」という。）から排出される排出水の汚濁負荷量について、化学的酸素要求量に係る総量規制基準を次のように定め、平成29年9月1日から施行し、平成24年愛知県告示第118号（水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく化学的酸素要求量に係る総量規制基準）は、平成29年8月31日限り廃止する。

ただし、この告示の施行の日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に法第5条又は第7条の届出がされているものを含む。）に係る次の第1項に規定する C_c 並びに次の第2項に規定する C_{cj} 、 C_{ci} 及び C_{co} に係る業種その他の区分及びその区分ごとの値（同日以後に特定施設（指定地域特定施設を含む。以下同じ。）の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量に係るものを除く。）については、次の第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間は、なお従前の例による。

- 1 法第4条の5第1項の規定による総量規制基準は、(1)に掲げる算式により算定した汚濁負荷量とし、(2)に掲げる指定地域内事業場に適用する。

(1)
$$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$$

この式において、 L_c 、 C_c 及び Q_c は、それぞれ次の値を表すものとする。

$$\left(\begin{array}{l} L_c \text{ 排出が許容される汚濁負荷量 (単位 1日につきキログラム)} \\ C_c \text{ 別表の第3欄(1)に掲げる化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)} \\ Q_c \text{ 特定排出水の量 (単位 1日につき立方メートル)} \end{array} \right)$$

- (2)ア 昭和55年7月1日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされているものを含む。）

イ 水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和56年政令第327号。以下「昭和56年改正政令」という。）の施行により昭和57年7月1日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされているものを含む。）

ウ 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（昭和57年政令第157号。以下「昭和57年改正政令」という。）の施行により昭和58年1月1日前に新たに指定地域内事業場となった事業場（同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされているものを含む。）

エ 水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和63年政令第252号。以下「昭和63年改正政令」という。）の施行により平成元年4月1日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされているものを含む。）

オ 水質汚濁防止法施行令等の一部を改正する政令（平成2年政令第266号。以下「平成2年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場

カ 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成3年政令第240号。以下「平成3年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場

キ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成9年政令第269号。以下「平成9年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場

ク 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成10年政令第173号。以下「平成10年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場

ケ 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成11年政令第412号。以下「平成11年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場

コ 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成13年政令第201号。以下「平成13年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場

サ 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第147号。以下「平成24年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場

- 2 法第4条の5第2項の規定に基づき、前項の総量規制基準に代えて適用する総量規制基準は、(1)に掲げる算式により算定した汚濁負荷量とし、(2)に掲げる指定地域内事業場に適用する。

$$(1) \quad L_c = (C_{c j} \cdot Q_{c j} + C_{c i} \cdot Q_{c i} + C_{c o} \cdot Q_{c o}) \times 10^{-3}$$

この式において、 L_c 、 $C_{c j}$ 、 $C_{c i}$ 、 $C_{c o}$ 、 $Q_{c j}$ 、 $Q_{c i}$ 及び $Q_{c o}$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

L_c 排出が許容される汚濁負荷量（単位 1日につきキログラム）

$C_{c j}$ 別表の第3欄(3)に掲げる化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）

$C_{c i}$ 別表の第3欄(2)に掲げる化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）

$C_{c o}$ 前項の式において用いられる C_c と同じ値（単位 1リットルにつきミリグラム）

$Q_{c j}$ 平成3年7月1日（(2)カに掲げる指定地域内事業場にあつては平成3年10月1日、(2)キに掲げる指定地域内事業場にあつては平成9年12月1日、(2)クに掲げる指定地域内事業場にあつては平成10年6月17日、(2)ケに掲げる指定地域内事業場にあつては平成12年3月1日、(2)コに掲げる指定地域内事業場にあつては平成13年7月1日、(2)サに掲げる指定地域内事業場にあつては平成24年5月25日）以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（単位 1日につき立方メートル）

$Q_{c i}$ 昭和55年7月1日（(2)イに掲げる指定地域内事業場にあつては昭和57年7月1日、(2)ウに掲げる指定地域内事業場にあつては昭和58年1月1日、(2)エに掲げる指定地域内事業場にあつては平成元年4月1日、(2)オに掲げる指定地域内事業場にあつては平成3年4月1日）から平成3年6月30日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量。ただし、(2)カからサまでに掲げる指定地域内事業場に係る特定排出水の量を除く。（単位 1日につき立方メートル）

$Q_{c o}$ 特定排出水の量（ $Q_{c j}$ 及び $Q_{c i}$ を除く。）（単位 1日につき立方メートル）

- (2)ア 昭和55年7月1日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされた指定地域内事業場（イからサまで及び前項(2)イからサまでに掲げるものを除く。）

- イ 昭和56年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、昭和57年7月1日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされたもの
 - ウ 昭和57年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった事業場のうち、昭和58年1月1日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされたもの
 - エ 昭和63年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成元年4月1日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされたもの
 - オ 平成2年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成3年4月1日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされたもの
 - カ 平成3年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成3年10月1日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされたもの
 - キ 平成9年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成9年12月1日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされたもの
 - ク 平成10年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成10年6月17日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされたもの
 - ケ 平成11年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成12年3月1日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされたもの
 - コ 平成13年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成13年7月1日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされたもの
 - サ 平成24年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成24年5月25日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされたもの
- 3 一の指定地域内事業場が二以上の業種等に属する場合における当該指定地域内事業場に係る第1項又は第2項の総量規制基準は、当該業種等ごとに第1項又は第2項に掲げる算式により算定した値を合計した汚濁負荷量とする。

別表

整理 番号	業種その他の区分		化学的酸素要求 量（単位１リッ トルにつきミリ グラム）			備 考	
			(1)	(2)	(3)		
2	畜産農業		100	70	70		
3	天然ガス鉱業		60	60	60		
4	非金属鉱業		20	20	20		
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業		40	40	30		
6	乳製品製造業		30	30	20	平成８年９月１日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量（以下「平成８年９月１日前の特定施設に係る量」という。）にあっては、第３欄(3)の値は、30とする。	
7	畜産食料品製造業（前２項に掲げるものを除く。）		40	40	30		
8	水産缶詰・瓶詰製造業		40	40	30		
9	寒天製造業		55	55	55		
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業		30	30	20		
11	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	30	30	20	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	30	30	30	
12	冷凍水産物製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	30	30	20	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	40	30	30	
13	冷凍水産食品製造業		40	40	30		
14	水産食料品製造業（整理番号８の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。）		40	40	30		
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業		30	30	30		
16	野菜漬物製造業		40	40	30		
17	味噌製造業		70	70	30		
18	しょう油・食用アミノ酸製造業		70	70	40		

19	うま味調味料製造業			20	20	20	
20	ソース製造業			30	30	30	
21	食酢製造業			40	40	30	
22	砂糖精製業			40	40	30	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業			50	50	30	
24	小麦粉製造業			30	30	30	
25	パン製造業			30	30	20	
26	生菓子製造業			40	40	30	
27	ビスケット類・干菓子製造業			40	40	30	
28	米菓製造業			40	40	40	
29	パン・菓子製造業（整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。）			40	40	30	
30	植物油脂製造業			40	40	30	
31	動物油脂製造業			40	40	30	
32	食用油脂加工業			40	40	30	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業			50	50	40	
34	穀類でんぷん製造業			50	50	40	
35	めん類製造業			30	30	30	
37	豆腐・油揚げ製造業			30	30	30	
38	あん類製造業			60	60	40	
39	冷凍調理食品製造業			30	20	20	
40	そう（惣）菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの			30	30	30	
41	清涼飲料製造業			20	20	20	
42	果実酒製造業			30	30	30	
43	ビール製造業			30	30	30	
44	清酒製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	30	30	30	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	40	40	30	
45	蒸留酒・混成酒製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	30	30	20	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	40	30	20	
46	インスタントコーヒー製造業			20	20	20	

47	配合飼料製造業			20	20	20	
48	単体飼料製造業			20	20	20	
49	有機質肥料製造業			30	20	20	
50	たばこ製造業			30	20	20	
51	生糸製造業（副蚕糸精練業を含む。）			30	30	30	
55	繊維工業（整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの			75	75	70	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの			90	90	90	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの			40	40	30	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）			80	80	80	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの			90	90	90	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	60	50	50	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	80	50	50	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの			50	50	50	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの			90	90	80	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの			70	70	60	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの			40	40	40	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの			40	40	40	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの			40	40	40	
68	繊維工業（整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。）			50	30	30	
69	一般製材業又は木材チップ製造業			40	40	40	
71	合板製造業（集成材製造業を含む。）又は			30	30	30	接着機洗浄水を循環するもの

	パーティクルボード製造業				にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、10、10、10とする。
75	木材薬品処理業	20	20	20	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	70	70	60	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	60	60	60	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナーグランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	50	50	50	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	70	70	70	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	80	80	80	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	60	50	40	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	70	70	60	精選工程においてドラム型洗浄機を使用しているものにあつては、第3欄(1)の値は、80とする。
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	60	60	50	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	90	90	80	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	100	100	70	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又	50	40	40	

	はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。)に係るもの				
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	30	30	20	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	40	40	40	
89	機械すき和紙製造業	60	60	60	
90	手すき和紙製造業	90	90	80	
91	塗工紙製造業	20	20	20	
92	段ボール製造業	20	20	15	
93	重包装紙袋製造業	70	70	70	
94	セロファン製造業	25	25	15	
95	乾式法による繊維板製造業	40	40	40	
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	80	80	60	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	20	20	
100	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	50	50	50	
101	製版業	50	50	50	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	30	30	30	
103	複合肥料製造業	30	30	30	
104	化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）	30	30	30	
105	ソーダ工業	20	20	20	
106	電炉工業	20	20	20	
107	無機顔料製造業	20	20	20	黄鉛製造工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。
108	無機化学工業製品製造業（前3項に掲げるものを除く。）	20	20	20	(ア) 硫化鉄鉱を原料とする酸化鉄（顔料を除く。）製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、40、40とする。 (イ) 希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、50とする。

109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	60	60	40	(ア) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、150、150、150とする。 (イ) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、80、80とする。 (ウ) エピクロルヒドリン製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、130、130とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	50	50	30	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、190、190、180とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	30	20	20	メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、70とする。
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	40	40	40	(ア) 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、50とする。 (イ) クロロプレンゴム製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130、130、130とする。
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	50	50	50	(ア) 有機ゴム薬品製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、270、260、260とする。 (イ) 有機農薬原体製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、180、180、160とする。
114	石油化学系基礎製品製造業（整理番号109	60	50	40	

	の項から前項までに掲げるものを除く。)				
115	脂肪族系中間物製造業	60	60	50	(ア) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210、210、190とする。 (イ) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、80、80とする。 (ウ) エピクロルヒドリン製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、130、130とする。
116	メタン誘導品製造業	30	30	20	
117	発酵工業	120	110	110	
118	コールタール製品製造業	120	120	120	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	50	50	30	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、190、190、190とする。
120	プラスチック製造業	30	30	30	(ア) メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、50、50とする。 (イ) 硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。
121	合成ゴム製造業	40	40	40	(ア) 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、70とする。 (イ) クロロプレンゴム製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130、130、130とする。

122	有機化学工業製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	50	50	50	(ア) 有機ゴム薬品製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、150、150、150とする。 (イ) 有機農薬原体製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、180、180、160とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	50	30	20	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	30	30	30	
125	合成繊維製造業	30	30	30	アクリル系繊維製造工程にあつては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ、60、40とする。
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	40	40	30	
127	石けん・合成洗剤製造業	20	10	10	
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	40	40	40	
129	塗料製造業	40	40	40	
130	印刷インキ製造業	40	40	30	
131	医薬品原薬・製剤製造業	70	70	60	平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあつては、第3欄(3)の値は、70とする。
132	医薬品製剤製造業	30	30	30	
133	生物学的製剤製造業	30	30	30	
134	生薬・漢方製剤製造業	20	20	20	
135	動物用医薬品製造業	60	60	50	
136	火薬類製造業	20	20	20	硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。
137	農薬製造業	30	30	20	
138	合成香料製造業	120	110	110	
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	30	20	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	30	30	20	
142	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	20	20	20	
143	写真感光材料製造業	10	10	10	

144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	40	40	40	
145	イオン交換樹脂製造業	160	160	130	
146	化学工業（整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。）	40	40	40	
147	石油精製業	20	20	20	潤滑油製造工程を有するもの にあつては、第3欄の値は、 それぞれ同欄の順序に従い、 30、30、30とする。
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	30	30	硫酸洗浄工程を有するものに あつては、第3欄の値は、そ れぞれ同欄の順序に従い、40、 40、40とする。
149	コークス製造業	180	180	90	
150	石油コークス製造業	70	70	50	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	10	10	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄 工程に係るもの	60	40	40	
153	ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除 く。）	20	20	20	
154	なめしかわ製造業	100	100	100	
155	毛皮製造業	50	50	50	
156	板ガラス製造業	10	10	10	
157	板ガラス加工業	10	10	10	
158	ガラス製加工素材製造業	10	10	10	
159	ガラス容器製造業	10	10	10	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	10	10	10	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	10	10	10	
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造 業	50	50	50	
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げる ものを除く。）	30	30	30	
164	ガラス・同製品製造業（整理番号156の項 から前項までに掲げるものを除く。）	10	10	10	
165	生コンクリート製造業	10	10	10	
166	コンクリート製品製造業	10	10	10	
167	セメント製品製造業（前2項に掲げるもの を除く。）	10	10	10	
168	黒鉛電極製造業	20	20	20	
169	砕石製造業	20	20	20	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	20	20	20	

172	うわ薬製造業	20	20	20	
173	高炉による製鉄業	10	10	10	コークス炉を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30、30とする。
175	フェロアロイ製造業	20	20	20	
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	10	10	10	
178	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）	20	20	20	
179	熱間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）	20	20	20	
180	冷間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）	20	20	20	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	20	20	20	
182	鋼管製造業	20	20	20	
183	伸鉄業	10	10	10	
184	磨棒鋼製造業	10	10	10	
185	引抜鋼管製造業	10	10	10	
186	伸線業	20	10	10	
187	ブリキ製造業	20	20	20	
188	亜鉛鉄板製造業	20	20	20	
189	めっき鋼管製造業	20	20	20	
190	めっき鉄鋼線製造業	20	20	20	
191	表面処理鋼材製造業（整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。）	10	10	10	
192	鍛鋼製造業	10	10	10	
193	鍛工品製造業	15	10	10	
194	鋳鋼製造業	10	10	10	
195	銑鉄鋳物製造業（次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。）	10	10	10	
196	鋳鉄管製造業	10	10	10	
197	可鍛鋳鉄製造業	10	10	10	
198	鉄粉製造業	10	10	10	
199	鉄鋼業（整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10	10	
200	非鉄金属製造業	20	10	10	
201	電気めっき業	40	40	40	
202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除	20	10	10	電気めっき工程又は塗装工程

	く。)					にあつては、第3欄(2)及び(3)の値は、20とする。	
203	一般機械器具製造業		20	10	10	電気めっき工程又は塗装工程にあつては、第3欄(2)及び(3)の値は、それぞれ、20、15とする。	
204	電子回路製造業		20	20	20		
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業		15	10	10	電気めっき工程又は塗装工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、20、20とする。	
206	輸送用機械器具製造業		20	10	10	電気めっき工程又は塗装工程にあつては、第3欄(2)及び(3)の値は、20とする。	
207	精密機械器具製造業		15	10	10	電気めっき工程又は塗装工程にあつては、第3欄(2)及び(3)の値は、15とする。	
208	ガス製造工場		20	20	20		
209	下水道業	ア	活性汚泥法、標準散水ろ床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するもの（繊維工業の排水を主として処理する公共下水道を除く。)	20	20	20	
		イ	高速散水ろ床法、モディファイドエアレーション法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するもの（繊維工業の排水を主として処理する公共下水道を除く。)	40	40	40	
		ウ	繊維工業の排水を主として処理する公共下水道	40	40	40	
210	空瓶卸売業		30	20	20		
211	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。)		30	30	30		
212	弁当仕出屋又は弁当製造業		50	40	30		
213	飲食店		50	40	30	平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあつては、第3欄(1)及び(2)の値は、30とする。	
214	宿泊業		50	40	30	平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用する	

					ものにあつては、第3欄(1)及び(2)の値は、30とする。
215	リネンサプライ業	40	40	30	
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	40	40	30	
218	写真業（写真現像・焼付業を含む。）	60	60	60	
219	自動車整備業	20	20	20	
220	病院	30	30	30	平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあつても、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30とする。
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。）	30	30	30	(ア) 平成18年1月31日以前に設置されたものであつて、第2欄により算定した処理対象人員が5,000人以下のものにあつては、第3欄(1)の値は、40とする。 (イ) (ア)のうち、昭和55年建設省告示第1292号が適用される前のものにあつては、第3欄(1)及び(2)の値は、40とする。 (ウ) 平成18年2月1日以後に設置されるものにあつても、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30とする。 (エ) (ウ)のうち、建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、25、25とする。
222	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。）	50	50	40	(ア) 昭和55年建設省告示第1292号が適用される前のものにあつては、第3欄(1)及び(2)の値は、70とする。 (イ) 平成18年2月1日以後に設置されるものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30とする。

223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）		40	30	20	昭和62年6月30日以前に設置されたものにあつては、第3欄(2)の値は、40とする。
224	ごみ処理業		30	30	30	
225	廃油処理業		20	20	20	
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）		20	20	20	
227	死亡獣畜取扱業		40	40	40	
228	と畜場		40	40	40	
229	中央卸売市場		20	20	20	
230	地方卸売市場		20	20	20	
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）第1条の2各号に掲げるものをいう。）		20	20	20	
232	前各項に分類されないもの	ア	し尿浄化槽（処理対象人員が200人以下のもの）、社員食堂のちゅう房施設等生活に伴う施設に係るもの			
		イ	その他			

水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく窒素含有量に係る総量規制基準

(平成29年6月27日 愛知県告示第287号)

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）第4条の5第1項及び第2項の規定に基づき、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第2第2号ロに掲げる指定地域内の特定事業場で、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上のもの（以下「指定地域内事業場」という。）から排出される排出水の汚濁負荷量について、窒素含有量に係る総量規制基準を次のように定め、平成29年9月1日から施行し、平成24年愛知県告示第119号（水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく窒素含有量に係る総量規制基準）は、平成29年8月31日限り廃止する。

ただし、この告示の施行の日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に法第5条又は第7条の届出がされているものを含む。）に係る次の第1項に規定する C_n 並びに次の第2項に規定する C_{ni} 及び C_{no} に係る業種その他の区分及びその区分ごとの値（同日以後に特定施設（指定地域特定施設を含む。以下同じ。）の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量に係るものを除く。）については、次の第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間は、なお従前の例による。

- 1 法第4条の5第1項の規定による総量規制基準は、(1)に掲げる算式により算定した汚濁負荷量とし、(2)に掲げる指定地域内事業場に適用する。

$$(1) \quad L_n = C_n \cdot Q_n \times 10^{-3}$$

この式において、 L_n 、 C_n 及び Q_n は、それぞれ次の値を表すものとする。

L_n	排出が許容される汚濁負荷量（単位 1日につきキログラム）
C_n	別表の第3欄(1)に掲げる窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）
Q_n	特定排出水の量（単位 1日につき立方メートル）

- (2)ア 平成14年10月1日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされているものを含む。）

イ 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第147号。以下「平成24年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場

- 2 法第4条の5第2項の規定に基づき、前項の総量規制基準に代えて適用する総量規制基準は、(1)に掲げる算式により算定した汚濁負荷量とし、(2)に掲げる指定地域内事業場に適用する。

$$(1) \quad L_n = (C_{ni} \cdot Q_{ni} + C_{no} \cdot Q_{no}) \times 10^{-3}$$

この式において、 L_n 、 C_{ni} 、 C_{no} 、 Q_{ni} 及び Q_{no} は、それぞれ次の値を表すものとする。

L_n	排出が許容される汚濁負荷量（単位 1日につきキログラム）
C_{ni}	別表の第3欄(2)に掲げる窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）
C_{no}	前項の式において用いられる C_n と同じ値（単位 1リットルにつきミリグラム）
Q_{ni}	平成14年10月1日（(2)イに掲げる指定地域内事業場にあつては、平成24年5月25日）以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（単位 1日につき立方メートル）
Q_{no}	特定排出水の量（ Q_{ni} を除く。）（単位 1日につき立方メートル）

- (2)ア 平成14年10月1日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされた指定地域内事業場（イ及び前項(2)イに掲げるものを除く。）

- イ 平成24年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、
平成24年5月25日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされたもの
- 3 一の指定地域内事業場が二以上の業種等に属する場合における当該指定地域内事業場に係る
第1項又は第2項の総量規制基準は、当該業種等ごとに第1項又は第2項に掲げる算式により算
定した値を合計した汚濁負荷量とする。

別表

整理 番号	業種その他の区分			窒素含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)		備 考
				(1)	(2)	
2	畜産農業			120	70	総面積が50平方メートル以上の豚房施設を有するものにあつては、第3欄(1)の値は、200とする。
3	天然ガス鉱業			60	60	
4	非金属鉱業			10	10	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	35	25	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	50	25	
6	乳製品製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	15	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	25	15	
7	畜産食料品製造業（前2項に掲げるものを除く。）			30	10	
8	水産缶詰・瓶詰製造業			20	10	
9	寒天製造業			20	10	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業			20	10	
11	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	25	20	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	35	20	
12	冷凍水産物製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	45	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	55	15	
13	冷凍水産食品製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	45	30	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	55	40	

14	水産食料品製造業 (整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	45	30	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	50	30	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	25	15	
16	野菜漬物製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	25	10	
17	味そ製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	15	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	25	20	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	40	30	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	50	35	
19	うま味調味料製造業			20	10	
20	ソース製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	25	15	
21	食酢製造業			20	10	
22	砂糖精製業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	25	15	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業			15	10	
24	小麦粉製造業			20	10	

25	パン製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	15	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	25	15	
26	生菓子製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	25	15	
27	ビスケット類・干菓子製造業			15	10	
28	米菓製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	15	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	20	15	
29	パン・菓子製造業（整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。）			20	10	
30	植物油脂製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	10	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	20	15	
31	動物油脂製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	25	15	
32	食用油脂加工業			15	10	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業			20	10	
34	穀類でんぷん製造業			20	15	
35	めん類製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	15	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	25	20	
37	豆腐・油揚げ製造業			30	20	
38	あん類製造業			20	15	
39	冷凍調理食品製造業			25	10	

40	そう（惣）菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	20	15	
41	清涼飲料製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	20	15	
42	果実酒製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	15	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	20	15	
43	ビール製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	20	15	
44	清酒製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	15	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	20	15	
45	蒸留酒・混成酒製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	25	15	
46	インスタントコーヒー製造業			20	10	
47	配合飼料製造業			15	10	
48	単体飼料製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	15	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	30	20	
49	有機質肥料製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に	20	15	

			限る。			
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	30	20	
50	たばこ製造業			20	10	
51	生糸製造業（副蚕糸精練業を含む。）			20	10	
55	繊維工業（整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの			20	10	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの			15	10	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	15	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	20	15	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	15	綿織物捺染工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80、50とする。
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	25	15	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの			20	10	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	20	15	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの			10	10	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	20	15	

64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの		20	15	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの		15	10	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	10
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	20	15
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの		20	10	
68	繊維工業（整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。）		20	15	
69	一般製材業又は木材チップ製造業		20	10	
71	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業		10	10	
75	木材薬品処理業		20	10	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの		10	10	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの		10	10	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナーグランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの		10	10	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）		10	10	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの		10	10	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）		10	10	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの		10	10	
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）		15	10	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパル		10	10	

	ブ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの					
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの		10	10		
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの		10	10		
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）		10	10		
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの		10	10		
89	機械すき和紙製造業		10	10		
90	手すき和紙製造業		10	10		
91	塗工紙製造業		10	10		
92	段ボール製造業		10	10		
93	重包装紙袋製造業		10	10		
94	セロファン製造業		20	10		
95	乾式法による繊維板製造業		20	10		
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）		15	10		
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。）		15	10		
100	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	25	15	新聞その他の出版物を印刷するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、10とする。
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	25	25	
101	製版業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	15	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	20	20	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業		15	10	(ア) アンモニア製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30とする。 (イ) アンモニア誘導品製造工程にあつては、第3	

				欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、200、200とする。 (ウ) 尿素製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、700、700とする。
103	複合肥料製造業	15	10	
104	化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）	10	10	
105	ソーダ工業	10	10	
106	電炉工業	15	10	
107	無機顔料製造業	35	25	黄鉛顔料製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
108	無機化学工業製品製造業（前3項に掲げるものを除く。）	35	35	(ア) バナジウム化合物製造工程（塩析工程を有するものに限る。）にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。 (イ) 酸化コバルト製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。 (ウ) モリブデン化合物製造工程（塩析工程を有するものに限る。）にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。 (エ) イットリウム酸化物製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。 (オ) 酸化銀製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。 (カ) 酸化ジルコニウム製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。 (キ) 窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程にあつては、第

				3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつても、第3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、15、10とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	15	10	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、第3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、15とする。
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつても、第3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、15、10とする。
114	石油化学系基礎製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10	
115	脂肪族系中間物製造業	20	15	(ア) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、45、20とする。 (イ) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、第3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、300、300とする。
116	メタン誘導品製造業	15	10	
117	発酵工業	20	20	
118	コールタール製品製造業	330	170	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	20	15	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、35とする。
120	プラスチック製造業	20	15	窒素又はその化合物を原料

				又は乳化助剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、35とする。
121	合成ゴム製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、20とする。
122	有機化学工業製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	10	(ア) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、75、35とする。 (イ) イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程にあつては、第3欄(2)の値は、15とする。 (ウ) メラミン製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、850、850とする。 (エ) 化学発泡剤製造工程（尿素を原料として使用するものに限る。）にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、15とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	10	10	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	15	10	
125	合成繊維製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、45とする。
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	10	10	
127	石けん・合成洗剤製造業	20	15	
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	15	
129	塗料製造業	20	15	
130	印刷インキ製造業	15	10	
131	医薬品原薬・製剤製造業	20	10	医薬品原薬製造工程（窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。）にあつては、第3欄の値は、

				それぞれ同欄の順序に従い、25、20とする。
132	医薬品製剤製造業	20	10	
133	生物学的製剤製造業	10	10	
134	生薬・漢方製剤製造業	15	10	
135	動物用医薬品製造業	20	15	
136	火薬類製造業	20	15	
137	農薬製造業	20	15	
138	合成香料製造業	15	10	
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	15	10	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	15	10	
142	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	にかわ製造業にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、15、10とする。
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	
143	写真感光材料製造業	15	10	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	10	10	
145	イオン交換樹脂製造業	15	10	
146	化学工業（整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。）	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	
147	石油精製業	20	15	
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	10	
149	コークス製造業	500	320	
150	石油コークス製造業	20	10	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	20	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	10	10	
153	ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	20	15	
154	なめしかわ製造業	20	10	
155	毛皮製造業	10	10	
156	板ガラス製造業	15	10	
157	板ガラス加工業	10	10	
158	ガラス製加工素材製造業	10	10	
159	ガラス容器製造業	10	10	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	10	10	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	15	10	

162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	15	10	
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	10	
164	ガラス・同製品製造業（整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。）	10	10	
165	生コンクリート製造業	10	10	
166	コンクリート製品製造業	15	10	
167	セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	20	15	
168	黒鉛電極製造業	10	10	
169	砕石製造業	10	10	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	20	10	
172	うわ葉製造業	15	10	
173	高炉による製鉄業	20	10	(ア) 製鋼圧延を行わない高炉による製鉄業にあつては、第3欄(1)の値は、10とする。 (イ) コークス製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、600、400とする。 (ウ) ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
175	フェロアロイ製造業	15	10	
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	10	10	
178	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
179	熱間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
180	冷間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）	10	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
181	冷間ロール成型形鋼製造業	10	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第

				3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
182	鋼管製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
183	伸鉄業	10	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
184	磨棒鋼製造業	10	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、45、40とする。
185	引抜鋼管製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
186	伸線業	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
187	ブリキ製造業	10	10	
188	亜鉛鉄板製造業	10	10	
189	めっき鋼管製造業	20	15	
190	めっき鉄鋼線製造業	15	10	
191	表面処理鋼材製造業（整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。）	10	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
192	鍛鋼製造業	10	10	
193	鍛工品製造業	15	10	
194	鋳鋼製造業	20	15	
195	鋳鉄鋳物製造業（次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。）	15	10	
196	鋳鉄管製造業	10	10	
197	可鍛鋳鉄製造業	10	10	
198	鉄粉製造業	10	10	
199	鉄鋼業（整理番号173の項から前項までに掲げ	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を

	るものを除く。)					有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
200	非鉄金属製造業			15	10	
201	電気めっき業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	15	窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	40	25	
202	金属製品製造業 (前項に掲げるものを除く。)	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	10	(ア) 溶融めっき工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、45、35とする。 (イ) アルマイト加工工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	40	25	
203	一般機械器具製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、20とする。
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	35	15	
204	電子回路製造業			15	10	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	15	10	(ア) 民生用電気機械器具製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、第3欄(1)の値は、30とする。 (イ) 半導体素子製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、15とする。
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	30	10	
206	輸送用機械器具製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	15	10	自動車・同付属品製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に	30	15	

			限る。			欄の順序に従い、30、20とする。
207	精密機械器具製造業			15	10	時計・同部分品製造工程（時計側を除く。）にあつては、第3欄(1)の値は、30とする。
208	ガス製造工場	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	10	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	15	10	
209	下水道業	ア	日平均排水量30,000立方メートル以上のものに限る。	20	15	(ア) 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの（高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。）にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、15、10とする。 (イ) 高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、20とする。
		イ	日平均排水量30,000立方メートル未満のものに限る。	25	20	
210	空瓶卸売業			20	10	
211	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。）			25	15	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業			25	10	
213	飲食店			25	10	
214	宿泊業			25	15	
215	リネンサプライ業			20	15	
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）			20	15	
218	写真業（写真現像・焼付業を含む。）			20	15	
219	自動車整備業			25	20	
220	病院			25	20	
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。）			40	30	第2欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法に

					よりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、10とする。	
222	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。）			40	30	第2欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、10とする。
223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）			40	30	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、15とする。
224	ごみ処理業			25	20	
225	廃油処理業			20	15	
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	ア	日平均排水量400立方メートル以上のものに 限る。	40	30	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満のものに 限る。	45	35	
227	死亡獣畜取扱業			25	20	
228	と畜場	ア	日平均排水量400立方メートル以上のものに 限る。	25	15	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満のものに 限る。	30	20	
229	中央卸売市場			20	15	
230	地方卸売市場			25	15	
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）第1条の2各号に掲げるものをいう。）			25	15	
232	前各項に分類されないもの	ア	し尿浄化槽（処理対象人員が200人以下のもの）、社員食堂のちゅう房施設等生活に伴う施	40	30	

			設に係るもの			
		イ	その他	20	15	

水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づくりん含有量に係る総量規制基準

(平成29年6月27日 愛知県告示第288号)

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）第4条の5第1項及び第2項の規定に基づき、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第2第2号ロに掲げる指定地域内の特定事業場で、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上のもの（以下「指定地域内事業場」という。）から排出される排出水の汚濁負荷量について、りん含有量に係る総量規制基準を次のように定め、平成29年9月1日から施行し、平成24年愛知県告示第120号（水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づくりん含有量に係る総量規制基準）は、平成29年8月31日限り廃止する。

ただし、この告示の施行の日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に法第5条又は第7条の届出がされているものを含む。）に係る次の第1項に規定する C_p 並びに次の第2項に規定する C_{pi} 及び C_{po} に係る業種その他の区分及びその区分ごとの値（同日以後に特定施設（指定地域特定施設を含む。以下同じ。）の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量に係るものを除く。）については、次の第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間は、なお従前の例による。

- 1 法第4条の5第1項の規定による総量規制基準は、(1)に掲げる算式により算定した汚濁負荷量とし、(2)に掲げる指定地域内事業場に適用する。

$$(1) \quad L_p = C_p \cdot Q_p \times 10^{-3}$$

この式において、 L_p 、 C_p 及び Q_p は、それぞれ次の値を表すものとする。

L_p	排出が許容される汚濁負荷量（単位 1日につきキログラム）
C_p	別表の第3欄(1)に掲げるりん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）
Q_p	特定排出水の量（単位 1日につき立方メートル）

- (2)ア 平成14年10月1日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされているものを含む。）

イ 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第147号。以下「平成24年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場

- 2 法第4条の5第2項の規定に基づき、前項の総量規制基準に代えて適用する総量規制基準は、(1)に掲げる算式により算定した汚濁負荷量とし、(2)に掲げる指定地域内事業場に適用する。

$$(1) \quad L_p = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}$$

この式において、 L_p 、 C_{pi} 、 C_{po} 、 Q_{pi} 及び Q_{po} は、それぞれ次の値を表すものとする。

L_p	排出が許容される汚濁負荷量（単位 1日につきキログラム）
C_{pi}	別表の第3欄(2)に掲げるりん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）
C_{po}	前項の式において用いられる C_p と同じ値（単位 1リットルにつきミリグラム）
Q_{pi}	平成14年10月1日（(2)イに掲げる指定地域内事業場にあつては、平成24年5月25日）以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（単位 1日につき立方メートル）
Q_{po}	特定排出水の量（ Q_{pi} を除く。）（単位 1日につき立方メートル）

- (2)ア 平成14年10月1日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされた指定地域内事業場（イ及び前項(2)イに掲げるものを除く。）

- イ 平成24年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成24年5月25日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされたもの
- 3 一の指定地域内事業場が二以上の業種等に属する場合における当該指定地域内事業場に係る第1項又は第2項の総量規制基準は、当該業種等ごとに第1項又は第2項に掲げる算式により算定した値を合計した汚濁負荷量とする。

別表

整理 番号	業種その他の区分		りん含有量 (単位 1 リッ トルにつきミ リグラム)		備 考	
			(1)	(2)		
2	畜産農業		36	9	総面積が50平方メートル以上の豚房施設を有するものにあっても、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、36、9とする。	
3	天然ガス鉱業		1	1		
4	非金属鉱業		1	1		
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	4	3	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	8	4	
6	乳製品製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	5	3.5	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	6	3.5	
7	畜産食料品製造業（前2項に掲げるものを除く。）		8	4		
8	水産缶詰・瓶詰製造業		3	1		
9	寒天製造業		3	1.5		
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業		3	1.5		
11	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	4	3	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	4	3.5	
12	冷凍水産物製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	6	4.5	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	8	5.5	
13	冷凍水産食品製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	6	4.5	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に	8	6	

			限る。			
14	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	6	4	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	8	4	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	4.5	3	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	6	3	
16	野菜漬物製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	2.5	2	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	6	3	
17	味そ製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	4	3	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	7.5	4.5	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業			6	3	
19	うま味調味料製造業			1.5	1	
20	ソース製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	4	2.5	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	6	2.5	
21	食酢製造業			3	1.5	
22	砂糖精製業			3.5	2	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業			4	3	
24	小麦粉製造業			3	1.5	
25	パン製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	3	1.5	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	4.5	2.5	
26	生菓子製造業			6	4	
27	ビスケット類・干菓子製造業			3	1	

28	米菓製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	3	2	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	4	2.5	
29	パン・菓子製造業 (整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	4	2	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	5	2.5	
30	植物油脂製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	4	1.5	米糠を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、4、1とする。
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	5	2	
31	動物油脂製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	2	2	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	6	4.5	
32	食用油脂加工業			2.5	1	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業			2	1	
34	穀類でんぷん製造業			4	3	
35	めん類製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	4	2	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	6	2.5	
37	豆腐・油揚げ製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	4	4	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	6	4.5	
38	あん類製造業			5	4	
39	冷凍調理食品製造業			6	4	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	4	3	
		イ	日平均排水量400立方	7	4.5	

			メートル未満の工場に限る。			
41	清涼飲料製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	4	1.5	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	4	2	
42	果実酒製造業			1.5	1.5	
43	ビール製造業			4	2.5	
44	清酒製造業			4	1.5	
45	蒸留酒・混成酒製造業			4	1.5	
46	インスタントコーヒー製造業			2.5	1	
47	配合飼料製造業			2	1	
48	単体飼料製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	3.5	1.5	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	3.5	2	
49	有機質肥料製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	2	1	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	2.5	1.5	
50	たばこ製造業			2	1	
51	生糸製造業（副蚕糸精練業を含む。）			2	1	
55	繊維工業（整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの			2	1	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの			2	1	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	1	1	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	2	1	
59	繊維工業で織物	ア	日平均排水量400立方	5	2	

	機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）		メートル以上の工場に限る。			
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	5.5	2	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの			2	1	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	4	1.5	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	5	2	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの			1.5	1	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの			2	2	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの			1.5	1.5	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの			1	1	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの			1	1	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの			2	1	
68	繊維工業（整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。）			3.5	1.5	
69	一般製材業又は木材チップ製造業			2	1	
71	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	1	1	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	1.5	1	
75	木材薬品処理業			2	1	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの			1	1	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの			1	1	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ製造工程、リファイナーグラントパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの			1	1	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で			1	1	

	未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）			
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	2	1	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	1	1	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	1	1	
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	1.5	1	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	1.5	1	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	1	1	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	1	1	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	1.5	1	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	1.5	1	
89	機械すき和紙製造業	1	1	
90	手すき和紙製造業	1	1	
91	塗工紙製造業	1	1	
92	段ボール製造業	1	1	
93	重包装紙袋製造業	1	1	
94	セロファン製造業	1	1	
95	乾式法による繊維板製造業	1	1	
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	1.5	1	

97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。）	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	1	1	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	1.5	1	
100	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	2	1	新聞その他の出版物を印刷するものにあつては、第3欄(2)の値は、1とする。
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	2	2	
101	製版業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	2	1.5	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	2	2	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業			2	1.5	
103	複合肥料製造業			2	1.5	
104	化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）			1	1	
105	ソーダ工業			1.5	1	
106	電炉工業			2	1	
107	無機顔料製造業			1.5	1.5	
108	無機化学工業製品製造業（前3項に掲げるものを除く。）			2	1.5	りん及びりん化合物製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8、6とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの			1.5	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6.5、4とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの			1	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第3欄(1)の値は、2.5とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの			1.5	1	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの			1	1	
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程			1	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第3欄(1)の値は、2.5とする。

	を除く。)に係るもの					
114	石油化学系基礎製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）		1	1		
115	脂肪族系中間物製造業		1.5	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8、4とする。	
116	メタン誘導品製造業		2	1		
117	発酵工業		2	1.5		
118	コールタール製品製造業		2	1		
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業		2	1.5	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6.5、5とする。	
120	プラスチック製造業		2	1.5		
121	合成ゴム製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	1.5	1	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	2	1.5	
122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	2	1.5	有機りん系農薬原体製造工程にあつては、第3欄(2)の値は、1とする。
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	2	2	
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの		2	1		
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの		2	1		
125	合成繊維製造業		2	1.5		
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業		2	1		
127	石けん・合成洗剤製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	2	1	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	2	1.5	
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	1.5	1	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に	2	1.5	

			限る。			
129	塗料製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	1.5	1	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	2	1.5	
130	印刷インキ製造業			2	1	
131	医薬品原薬・製剤製造業			2	1	医薬品原薬製造工程（りん又はその化合物を原料として使用するものに限る。）にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、4、2.5とする。
132	医薬品製剤製造業			2	1	
133	生物学的製剤製造業			1	1	
134	生薬・漢方製剤製造業			2	1	
135	動物用医薬品製造業			2	1.5	
136	火薬類製造業			1.5	1	
137	農薬製造業			2	1.5	
138	合成香料製造業			2	1	
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）			2	1	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業			2	1	
142	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）			2	1	
143	写真感光材料製造業			2	1.5	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業			1.5	1	
145	イオン交換樹脂製造業			1	1	
146	化学工業（整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。）	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	1.5	1	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	2	1	
147	石油精製業			1.5	1	
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）			1.5	1	
149	コークス製造業			1	1	
150	石油コークス製造業			2	1	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業			1.5	1	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの			1	1	
153	ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）			2	1.5	
154	なめしかわ製造業			2	1	

155	毛皮製造業			2	1	
156	板ガラス製造業			2	1.5	
157	板ガラス加工業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	1	1	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	1.5	1	
158	ガラス製加工素材製造業			2	1	
159	ガラス容器製造業			1	1	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業			1	1	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業			1	1	
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業			1	1	
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）			1	1	
164	ガラス・同製品製造業（整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。）			1	1	
165	生コンクリート製造業			1	1	
166	コンクリート製品製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	1.5	1	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	2	1.5	
167	セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	1.5	1	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	2	1.5	
168	黒鉛電極製造業			1	1	
169	砕石製造業			1	1	
170	鉱物・土石粉碎等処理業			2	1.5	
172	うわ薬製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	1	1	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	2	1	
173	高炉による製鉄業			1.5	1	
175	フェロアロイ製造業			1	1	
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）			1	1	
178	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるも			1	1	

	のに限る。)					
179	熱間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）			1	1	
180	冷間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）			1	1	
181	冷間ロール成型形鋼製造業			1	1	
182	鋼管製造業			1.5	1	
183	伸鉄業			1	1	
184	磨棒鋼製造業			1	1	
185	引抜鋼管製造業			1.5	1	
186	伸線業			1	1	
187	ブリキ製造業			2	1	
188	亜鉛鉄板製造業			1	1	
189	めっき鋼管製造業			1	1	
190	めっき鉄鋼線製造業			1	1	
191	表面処理鋼材製造業（整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。）			1	1	
192	鍛鋼製造業			1	1	
193	鍛工品製造業			2	1	
194	鋳鋼製造業			1.5	1	
195	銑鉄鋳物製造業（次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。）			1	1	
196	鋳鉄管製造業			1	1	
197	可鍛鋳鉄製造業			1.5	1	
198	鉄粉製造業			1	1	
199	鉄鋼業（整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。）			1	1	
200	非鉄金属製造業			1.5	1	表面処理工程（りん又はその化合物によるものに限る。）にあつては、第3欄(1)の値は、1とする。
201	電気めっき業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	2	1.5	りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、5.5、3.5とする。
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	5	3	
202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	2	1.5	(ア) 溶融めっき工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、5.5、3とする。 (イ) アルマイト加工工程
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	5.5	2.5	

						(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8、2.5とする。
203	一般機械器具製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	1.5	1	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	3	2	
204	電子回路製造業			2	1	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業			2	1	民生用電気機械器具製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、第3欄(1)の値は、3とする。
206	輸送用機械器具製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	2	1	自動車・同付属品製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、3.5、2とする。
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	3	1	
207	精密機械器具製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	1.5	1	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	2.5	1.5	
208	ガス製造工場	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	2	1.5	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	3	3	
209	下水道業	ア	日平均排水量30,000立方メートル以上のものに限る。	1.5	1.5	(ア) 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中のりんを除去できる方法より高度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するもの（高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。）にあつては、第3欄の値は、そ
		イ	日平均排水量30,000立方メートル未満のものに限る。	2	1.5	

						れぞれ同欄の順序に従い、1、1とする。 (イ) 高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの（標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するものに限る。）にあっては、第3欄(1)の値は、2とする。
210	空瓶卸売業			4	2	
211	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。）	ア	日平均排水量400立方メートル以上のものに限る。	4	2	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満のものに限る。	5	2.5	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上のものに限る。	5	4	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満のものに限る。	6.5	4.5	
213	飲食店	ア	日平均排水量400立方メートル以上のものに限る。	5	3.5	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満のものに限る。	5.5	4	
214	宿泊業	ア	日平均排水量400立方メートル以上のものに限る。	4	3	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満のものに限る。	5	4	
215	リネンサプライ業	ア	日平均排水量400立方メートル以上のものに限る。	3.5	3.5	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満のものに限る。	6	4.5	
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	ア	日平均排水量400立方メートル以上のものに限る。	3	2.5	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満のものに限る。	5	3	

			限る。			
218	写真業（写真現像・焼付業を含む。）			4	2	
219	自動車整備業	ア	日平均排水量400立方メートル以上のものに 限る。	4	2	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満のものに 限る。	4	3	
220	病院	ア	日平均排水量400立方メートル以上のものに 限る。	4	3	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満のものに 限る。	5	4	
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。）			4	3	第2欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1、1とする。
222	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。）			4	3	第2欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1、1とする。
223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	ア	日平均排水量400立方メートル以上のものに 限る。	2	1.5	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、2、1とする。
		イ	日平均排水量400立方メートル未満のものに 限る。	3	1.5	
224	ごみ処理業	ア	日平均排水量400立方メートル以上のものに 限る。	1	1	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満のものに 限る。	2.5	1.5	

			限る。			
225	廃油処理業			1.5	1	
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	ア	日平均排水量400立方メートル以上のものに限る。	2	1	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満のものに限る。	2.5	1.5	
227	死亡獣畜取扱業			4	3	
228	と畜場	ア	日平均排水量400立方メートル以上のものに限る。	4	2	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満のものに限る。	8	2	
229	中央卸売市場			4	2	
230	地方卸売市場	ア	日平均排水量400立方メートル以上のものに限る。	4	1.5	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満のものに限る。	5	1.5	
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）第1条の2各号に掲げるものをいう。）	ア	日平均排水量400立方メートル以上のものに限る。	3.5	3	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満のものに限る。	4.5	3	
232	前各項に分類されないもの	ア	し尿浄化槽（処理対象人員が200人以下のもの）、社員食堂のちゅう房施設等生活に伴う施設に係るもの	4	3	
		イ	その他	3	2	

小規模事業場等排水対策指導要領

制定昭和56年2月3日

改正昭和57年5月1日

改正昭和57年11月9日

改正平成15年3月28日

改正平成19年8月29日

改正平成24年4月19日

改正平成29年8月1日

第1 目的

この要領は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）第4条の3第1項の規定に基づき定めた「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（愛知県）」の規定に基づき、総量規制基準の適用されない事業場等に対し汚濁負荷量の削減を指導するために必要な事項を定める。

第2 指導対象事業場等

汚濁負荷量の削減を指導する事業場等（以下「小規模事業場等」という。）は、次のいずれかに該当するものとする。

- （1） 水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）第4条の2に規定する指定地域として政令別表第2第2号ロに掲げる区域に設置される法第2条第6項に規定する特定事業場（し尿処理施設又は法第2条第3項に規定する指定地域特定施設のみを有するものを除く。以下「特定事業場」という。）で、1日当たりの平均的な排水の量（以下「日平均排水量」という。）が50立方メートル未満のもの（水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例（昭和47年愛知県条例第4号。以下「条例」という。）の規定による排水基準が適用されない特定事業場にあつては、日平均排水量が20立方メートル未満のものを除く。）
- （2） 別表第1に掲げる施設を有する事業場等で、日平均排水量が50立方メートル以上のもの。

第3 指導値

小規模事業場等に対する汚濁負荷量の削減指導値は、別表第2から第4に掲げる値以下とする。

附則

この要領は、昭和56年2月3日から施行する。ただし、第3の指導値の規定は、昭和56年7月1日から施行する。

附則

この要領は、昭和57年 7 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、昭和58年 1 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成15年10月 1 日から施行する。ただし、同年 3 月31日において現に設置している小規模事業場等（設置の工事をしているものを含む。）についての第 3 の指導値の規定の適用については、改正後の規定にかかわらず、平成16年 3 月31日までの間は、なお従前の例による。

附則

この要領は、平成19年 9 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成24年 5 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成29年 9 月 1 日から施行する。

別表第1（第2の第2号関係）

項番号	施 設 の 種 類
1	特定給食施設（健康増進法（平成14年法律第103号）第20条第1項）に規定するものをいう。）又は飲食店営業（仕出屋及び弁当屋（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号に規定するものをいう。）に限る。）の用に供する調理施設（法第2条第2項に規定する特定施設に該当するものを除く。）
2	段ボール製造業の用に供するコルゲートマシン
3	そう（惣）菜製造業又はパン・菓子製造業の用に供する洗浄施設
4	金属製品等製造業の用に供する水溶性油剤を使用する金属工作機械

備考

「段ボール製造業」とは、統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成25年10月30日総務省告示第405号）に定める日本標準産業分類に掲げる細分類番号1432に、「そう（惣）菜製造業」とは、細分類番号0996に、「パン・菓子製造業」とは、小分類番号097に、「金属製品等製造業」とは、中分類番号24、25、26、27、28、29、30、31及び32に分類される業種をいう。

別表第2（第3関係 化学的酸素要求量関係）

項番号	小規模事業場等の区分			排水の種類	化学的酸素要求量に係る指導値 (単位1リットルにつきミリグラム)
1	特定事業場で日平均排水量が50立方メートル未満のもの	条例の規定による排水基準（以下「上乗せ排水基準」という。）が適用されるもの	既設の事業場等	特定排水	付表1の第2欄の業種その他の区分に応じ、同表第3欄（1）に掲げる値
		その他のもので日平均排水量が20立方メートル以上のもの	新設の事業場等		付表1の第2欄の業種その他の区分に応じ、同表第3欄（2）に掲げる値
2	別表第1に掲げる施設を有する事業場等で、日平均排水量が50立方メートル以上のもの			排水	160

備考

1 この表において「既設の事業場等」とは、次に掲げるものをいう。

（1）昭和57年7月1日における政令別表第1に掲げる施設（以下「特定施設」という。）のうち
（2）に規定する施設以外の施設を昭和56年6月30日において現に設置している工場又は事業場（設置の工事を行っているものを含む。）

（2）昭和57年7月1日における政令別表第1第1号の2、第18号の2、第18号の3、第19号リ、第21号の2から第21号の4まで、第23号の2、第51号の2、第51号の3、第63号の2、第64号の2、第66号の2、第68号の2、第69号の2、第69号の3、第70号の2又は第71号の2から第71号の4までに掲げる施設のみを同年12月31日において現に設置している工場又は事業場（設置の工事を行っているものを含む。）

2 この表において「新設の事業場等」とは、特定施設を設置した工場又は事業場のうち、既設の事業場等以外のものをいう。

別表第3（第3関係 窒素含有量関係）

項 番 号	小規模事業場等の区分			排水の 種類	窒素含有量に係る指導値 (単位 1 リットルにつきミリグラム)
1	特定事業場で 日平均排水量 が50立方メー トル未満のも の	上乗せ排水基準 が適用されるも の	14年以前の 事業場等	特定 排水水	付表 2 の第 2 欄の業種その他の区分に 応じ、同表第 3 欄 (1) に掲げる値
			15年以降の 事業場等		付表 2 の第 2 欄の業種その他の区分に 応じ、同表第 3 欄 (2) に掲げる値
		その他のもので日平均排水量 が20立方メートル以上のもの			排水水
2	別表第 1 に掲げる施設を有する事業場等で、 日平均排水量が50立方メートル以上のもの				

備考

- この表において「14年以前の事業場等」とは、特定施設を平成15年3月31日において現に設置している工場又は事業場（設置の工事を行っているものを含む。）をいう。
- この表において「15年以降の事業場等」とは、特定施設を設置した工場又は事業場のうち、14年以前の事業場等以外のものをいう。

別表第4（第3関係 りん含有量関係）

項 番 号	小規模事業場等の区分			排水の 種類	りん含有量に係る指導値 (単位1リットルにつきミリグラム)
1	特定事業場で 日平均排水量 が50立方メー トル未満のも の	上乗せ排水基準 が適用されるも の	14年以前の 事業場等	特定 排水水	付表3の第2欄の業種その他の区分に 応じ、同表第3欄（1）に掲げる値
			15年以降の 事業場等		付表3の第2欄の業種その他の区分に 応じ、同表第3欄（2）に掲げる値
		その他のもので日平均排水量 が20立方メートル以上のもの			排水水
2	別表第1に掲げる施設を有する事業場等で、 日平均排水量が50立方メートル以上のもの				

備考

- この表において「14年以前の事業場等」とは、特定施設を平成15年3月31日において現に設置している工場又は事業場（設置の工事を行っているものを含む。）をいう。
- この表において「15年以降の事業場等」とは、特定施設を設置した工場又は事業場のうち、14年以前の事業場等以外のものをいう。

付表 1

化学的酸素要求量に係る指導値

整理 番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量 (単位 1 リットルにつ きミリグラム)		備 考
		(1)	(2)	
2	畜産農業	120	70	
3	天然ガス鉱業	60	60	
4	非金属鉱業	20	20	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	50	50	
6	乳製品製造業	30	30	
7	畜産食料品製造業（前 2 項に掲げるものを除く。）	50	50	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	50	50	
9	寒天製造業	80	80	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	40	40	
11	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	40	40	
12	冷凍水産物製造業	50	40	
13	冷凍水産食品製造業	50	40	
14	水産食料品製造業（整理番号 8 の項から前項ま でに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業 を含む。）	50	40	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	50	50	
16	野菜漬物製造業	40	40	
17	味噌製造業	70	50	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	70	50	
19	うま味調味料製造業	30	30	
20	ソース製造業	30	30	
21	食酢製造業	50	50	
22	砂糖精製業	50	50	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	50	50	
24	小麦粉製造業	50	50	
25	パン製造業	50	50	
26	生菓子製造業	50	50	
27	ビスケット類・干菓子製造業	50	50	
28	米菓製造業	50	50	
29	パン・菓子製造業（整理番号 25 の項から前項ま でに掲げるものを除く。）	50	50	
30	植物油脂製造業	40	40	
31	動物油脂製造業	40	40	
32	食用油脂加工業	40	30	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	110	90	
34	穀類でんぷん製造業	50	50	
35	めん類製造業	30	30	
36	こうじ・種こうじ・麦芽製造業	50	50	
37	豆腐・油揚げ製造業	40	30	
38	あん類製造業	60	50	
39	冷凍調理食品製造業	30	25	
40	そう（惣）菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	30	30	
41	清涼飲料製造業	40	40	

42	果実酒製造業	30	30	
43	ビール製造業	30	30	
44	清酒製造業	50	50	
45	蒸留酒・混成酒製造業	50	50	
46	インスタントコーヒー製造業	30	30	
47	配合飼料製造業	30	30	
48	単体飼料製造業	30	30	
49	有機質肥料製造業	30	30	
50	たばこ製造業	30	20	
51	器械生糸製造業	30	30	
52	座繰生糸製造業	30	30	
53	玉糸製造業	30	30	
54	生糸製造業(整理番号 51 の項から前項までに掲げるものを除く。)	50	50	
55	繊維工業(整理番号 51 の項から前項までに掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)	80	70	
56	繊維工業で副蚕糸精練工程に係るもの	30	30	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	100	90	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。))を含む。)に係るもの	50	50	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。))に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	80	80	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。))に係るもの	100	90	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。))に係るもの	90	50	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。))に係るもの	100	50	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。))に係るもの	100	80	平成8年9月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量(以下「平成8年9月1日前の特定施設に係る量」という。)にあっては、第3欄(2)の値は90とする。
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	70	60	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	50	50	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	50	50	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	50	50	
68	繊維工業(整理番号 55 の項から前項までに掲げるものを除く。)	60	30	
69	一般製材業	40	40	

70	木材チップ製造業	40	40	
71	合板製造業（集成材製造業を含む。）	30	30	
72	パーティクルボード製造業（次項に掲げるものを除く。）	50	50	
73	パーティクルボード製造業で湿式剥皮工程に係るもの	40	40	
74	床柱製造業	40	40	
75	木材薬品処理業	25	25	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	70	60	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	60	60	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ製造工程、リファイナーグラントパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	50	50	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラントパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	140	120	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグラントパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグラントパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	80	80	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	60	40	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	70	60	精選工程においてドラム型洗浄機を使用しているものにあっては、第3欄（1）の値は80とする。
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	60	50	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	90	80	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	100	70	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ、リファイナーグラントパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグラントパルプ、リファイナーグラントパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	50	40	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	30	25	

88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	40	40	
89	機械すき和紙製造業	60	60	
90	手すき和紙製造業	90	80	
91	塗工紙製造業	25	25	
92	段ボール製造業	40	40	
93	重包装紙袋製造業	70	70	
94	セロファン製造業	40	40	
95	乾式法による繊維板製造業	40	40	
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	80	60	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号 76 の項から前項までに掲げるものを除く。）	30	30	
98	新聞業	50	50	
99	出版業	50	50	
100	印刷業	50	50	
101	製版業	50	50	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	30	30	
103	複合肥料製造業	30	30	
104	化学肥料製造業（前 2 項に掲げるものを除く。）	30	30	
105	ソーダ工業	20	20	
106	電炉工業	20	20	
107	無機顔料製造業	20	20	黄鉛製造工程を有するものにあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50 とする。
108	無機化学工業製品製造業（整理番号 105 の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	20	(ア) 硫化鉄鉱を原料とする酸化鉄（顔料を除く。）製造工程にあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、60 とする。 (イ) ハイドロサルファイト製造工程にあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70 とする。 (ウ) 希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程にあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50 とする。

109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	60	40	(ア) 平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあつては、第3欄(2)の値は50とする。 (イ) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、(ア)の規定にかかわらず、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210、190とする。 (ウ) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあつては、(ア)の規定にかかわらず、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、80とする。 (エ) エピクロルヒドリン製造工程にあつては、(ア)の規定にかかわらず、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、130とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	50	30	(ア) 平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあつては、第3欄(2)の値は50とする。 (イ) 合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあつては、(ア)の規定にかかわらず、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、190、180とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	30	25	(ア) メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70とする。 (イ) 硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50とする。

112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	40	40	(ア) 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50とする。 (イ) クロロプレンゴム製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130、130とする。
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	50	50	(ア) 有機ゴム薬品製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、270、260とする。 (イ) 有機農薬原体製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、180、160とする。
114	石油化学系基礎製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	60	40	平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあつては、第3欄(2)の値は60とする。
115	脂肪族系中間物製造業	60	50	(ア) 平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあつては、第3欄(2)の値は60とする。 (イ) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、(ア)の規定にかかわらず、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210、190とする。 (ウ) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあつては、(ア)の規定にかかわらず、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、80とする。 (エ) エピクロルヒドリン製造工程にあつては、(ア)の規定にかかわらず、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、130とする。
116	メタン誘導品製造業	30	25	
117	発酵工業	120	110	
118	コールタール製品製造業	120	120	

119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	50	30	(ア) 平成8年9月1日 前の特設施設に係る量 にあつては、第3欄(2) の値は50とする。 (イ) 合成染料又は合成 染料中間物の製造工程 にあつては、(ア)の規定 にかかわらず、第3欄の 値は、それぞれ同欄の順 序に従い、190、190 と する。
120	プラスチック製造業	30	30	(ア) メチルメタクリレ ート樹脂又はアクリロ ニトリル・ブタジエン・ スチレン共重合樹脂の 製造工程にあつては、第 3欄の値は、それぞれ同 欄の順序に従い、70、50 とする。 (イ) 硝酸セルロース又 は酢酸セルロースの製 造工程にあつては、第3 欄の値は、それぞれ同欄 の順序に従い、60、50 とする。
121	合成ゴム製造業	40	40	(ア) 乳化重合法による 合成ゴム製造工程にあ つては、第3欄の値は、 それぞれ同欄の順序に 従い、70、70とする。 (イ) クロロプレンゴム 製造工程にあつては、第 3欄の値は、それぞれ同 欄の順序に従い、130、 130とする。
122	有機化学工業製品製造業（整理番号109の項から 前項までに掲げるものを除く。）	50	50	(ア) 有機ゴム薬品製造 工程にあつては、第3欄 の値は、それぞれ同欄の 順序に従い、280、270 とする。 (イ) 有機農薬原体製造 工程にあつては、第3欄 の値は、それぞれ同欄の 順序に従い、180、160 とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製 造に係るもの	50	25	平成8年9月1日前の 特設施設に係る量にあ つては、第3欄(2)の値 は40とする。
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの 製造に係るもの	30	30	

125	合成繊維製造業	30	30	アクリル系繊維製造工程にあっては、第3欄(1)の値は60とする。
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	40	30	平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、第3欄(2)の値は40とする。
127	石けん・合成洗剤製造業	20	20	
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	50	40	
129	塗料製造業	40	40	
130	印刷インキ製造業	40	30	
131	医薬品原薬・製剤製造業	70	60	平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、第3欄(2)の値は70とする。
132	医薬品製剤製造業	30	30	
133	生物学的製剤製造業	30	30	
134	生薬・漢方製剤製造業	20	20	
135	動物用医薬品製造業	60	50	
136	火薬類製造業	20	20	硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。
137	農薬製造業	30	25	
138	合成香料製造業	120	110	
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	25	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	30	25	
141	にかわ製造業	100	80	
142	ゼラチン・接着剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	20	にかわ製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、100とする。
143	写真感光材料製造業	20	20	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	40	40	
145	イオン交換樹脂製造業	170	130	
146	化学工業（整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。）	40	40	
147	石油精製業	20	20	潤滑油製造工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30とする。
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	30	硫酸洗浄工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、40とする。

149	コークス製造業	180	90	平成8年9月1日前の 特定施設に係る量にあ っては、第3欄(2)の値 は120とする。
150	石油コークス製造業	70	50	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	10	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係 るもの	60	40	
153	ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	20	20	
154	なめしかわ製造業	100	100	
155	毛皮製造業	100	100	
156	板ガラス製造業	20	20	
157	板ガラス加工業	20	20	
158	ガラス製加工素材製造業	20	20	
159	ガラス容器製造業	20	20	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	20	20	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	20	20	
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	50	50	
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを 除く。）	30	30	
164	ガラス・同製品製造業（整理番号156の項から前 項までに掲げるものを除く。）	20	20	
165	生コンクリート製造業	20	20	
166	コンクリート製品製造業	20	20	
167	セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除 く。）	20	20	
168	黒鉛電極製造業	20	20	
169	碎石製造業	20	20	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	20	20	
171	模造真珠製造業（ガラス製のものに限る。）	20	20	
172	うわ薬製造業	20	20	
173	製鋼圧延を行う高炉による製鉄業	20	20	コークス炉を有するも のにあつては、第3欄の 値は、それぞれ同欄の順 序に従い、40、30とす る。
174	製鋼圧延を行わない高炉による製鉄業	20	20	
175	フェロアロイ製造業	20	20	
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除 く。）	20	20	
177	転炉（単独転炉を含む。）による製鋼・製鋼圧延 業	20	20	
178	電気炉（単独電気炉を含む。）による製鋼・製鋼 圧延業	20	20	
179	熱間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に 掲げるものを除く。）	20	20	
180	冷間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に 掲げるものを除く。）	20	20	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	20	20	
182	鋼管製造業	20	20	

183	伸鉄業	20	20	
184	磨棒鋼製造業	20	20	
185	引拔鋼管製造業	20	20	
186	伸線業	20	20	
187	ブリキ製造業	20	20	
188	亜鉛鉄板製造業	20	20	
189	めっき鋼管製造業	20	20	
190	めっき鉄鋼線製造業	20	20	
191	表面処理鋼材製造業（整理番号 187 の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	20	
192	鍛鋼製造業	20	20	
193	鍛工品製造業	20	20	
194	鋳鋼製造業	20	20	
195	鋳鉄鋳物製造業（次項及び整理番号 197 の項に掲げるものを除く。）	20	20	
196	鋳鉄管製造業	20	20	
197	可鍛鋳鉄製造業	20	20	
198	鉄粉製造業	20	20	
199	鉄鋼業（整理番号 173 の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	20	
200	非鉄金属製造業	20	20	
201	電気めっき業	40	40	
202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	20	
203	一般機械器具製造業	20	20	
204	電子回路製造業	25	25	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	20	20	
206	輸送用機械器具製造業	20	20	
207	精密機械器具製造業	20	20	
208	ガス製造工場	20	20	石炭ガス製造工程を有するものにあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、90、70 とする。

209	下水道業	ア	活性汚泥法、標準散水ろ床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するもの（繊維工業の排水を主として処理する公共下水道を除く。）	20	20	
		イ	高速散水ろ床法、モディファイドエアレーション法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するもの（繊維工業の排水を主として処理する公共下水道を除く。）	40	40	
		ウ	繊維工業の排水を主として処理する公共下水道	50	40	
210	空瓶卸売業			30	20	
211	共同調理場（学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 6 条に規定する施設をいう。）			30	30	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業			50	30	
213	飲食店			50	30	
214	宿泊業			50	40	
215	リネンサプライ業			40	30	
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）			40	30	
217	商業写真業			60	60	
218	写真業（前項に掲げるものを除き、写真現像・焼付業を含む。）			60	60	
219	自動車整備業			25	25	
220	病院			30	30	
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 501 人以上のものに限る。）			30	30	（ア）第 2 欄により算定した処理対象人員が 5,000 人以下のものにあっては、第 3 欄（1）の値は 40 とする。 （イ）第 2 欄により算定した処理対象人員が 5,000 人以下のものであって、昭和 55 年建設省告示第 1292 号が適用される前のものにあつては、第 3 欄（1）の値は 40 とする。
222	し尿浄化槽（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 201 人以上 500 人以下のものに限る。）			50	40	昭和 55 年建設省告示第 1292 号が適用される前のものにあつては、第 3 欄（1）の値は 70 とする。

223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）		50	30	
224	ごみ処理業		30	30	
225	廃油処理業		20	20	
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）		20	20	
227	死亡獣畜取扱業		40	40	
228	と畜場		40	40	
229	中央卸売市場		25	25	
230	地方卸売市場		25	25	
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則（昭和 46 年総理府・通商産業省令第 2 号）第 1 条の 2 各号に掲げるものをいう。）		25	25	
232	整理番号 2 の項から前項までに分類されないもの	ア	し尿浄化槽（処理対象人員が 200 人以下のもの）、社員食堂のちゅう房施設等生活に伴う施設に係るもの	60	40
		イ	その他	20	20

付表 2

窒素含有量に係る指導値

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)		備 考
		(1)	(2)	
2	畜産農業	200	70	
3	天然ガス鉱業	60	60	
4	非金属鉱業	25	15	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	50	35	
6	乳製品製造業	25	20	
7	畜産食料品製造業（前 2 項に掲げるものを除く。）	30	20	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	20	10	
9	寒天製造業	20	10	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	20	10	
11	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	55	40	
12	冷凍水産物製造業	55	40	
13	冷凍水産食品製造業	55	40	
14	水産食料品製造業（整理番号 8 の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。）	55	40	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	25	20	
16	野菜漬物製造業	25	20	
17	味そ製造業	25	20	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	55	40	
19	うま味調味料製造業	20	10	
20	ソース製造業	25	20	
21	食酢製造業	20	15	
22	砂糖精製業	25	20	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	20	15	
24	小麦粉製造業	20	10	
25	パン製造業	25	20	
26	生菓子製造業	25	20	
27	ビスケット類・干菓子製造業	20	10	
28	米菓製造業	25	20	
29	パン・菓子製造業（整理番号 25 の項から前項までに掲げるものを除く。）	25	20	
30	植物油脂製造業	25	20	
31	動物油脂製造業	25	20	
32	食用油脂加工業	25	20	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	20	10	
34	穀類でんぷん製造業	20	15	
35	めん類製造業	25	20	
36	こうじ・種こうじ・麦芽製造業	20	10	
37	豆腐・油揚げ製造業	30	20	
38	あん類製造業	20	15	
39	冷凍調理食品製造業	30	20	
40	そう（惣）菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	25	20	
41	清涼飲料製造業	25	20	
42	果実酒製造業	25	20	

43	ビール製造業	25	20	
44	清酒製造業	25	20	
45	蒸留酒・混成酒製造業	25	20	
46	インスタントコーヒー製造業	25	20	
47	配合飼料製造業	20	10	
48	単体飼料製造業	30	20	
49	有機質肥料製造業	30	20	
50	たばこ製造業	20	10	
51	器械生糸製造業	20	10	
52	座繰生糸製造業	20	10	
53	玉糸製造業	20	10	
54	生糸製造業（整理番号 51 の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	10	
55	繊維工業（整理番号 51 の項から前項までに掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの	20	15	
56	繊維工業で副蚕糸精練工程に係るもの	20	10	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	20	10	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの	25	20	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	25	20	綿織物捺染工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、150、60 とする。
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	25	20	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	25	20	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	25	20	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	25	20	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	20	15	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	20	10	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	25	20	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	20	10	
68	繊維工業（整理番号 55 の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	15	
69	一般製材業	20	10	
70	木材チップ製造業	20	10	
71	合板製造業（集成材製造業を含む。）	20	15	
72	パーティクルボード製造業（次項に掲げるものを除く。）	20	10	
73	パーティクルボード製造業で湿式剥皮工程に係るもの	20	10	
74	床柱製造業	20	10	
75	木材薬品処理業	20	10	

76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パ ルプ製造工程に係るもの	20	10	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルフ ァイトパルプ製造工程に係るもの	20	10	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラン ドパルプ製造工程、リファイナーグランドパルプ製 造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係 るもの	20	10	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さら しケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミ ケミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げる ものを除く。)	20	10	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらし ケミグランドパルプ製造工程(前工程の未さらしケ ミグランドパルプ製造工程を含む。) 又はさらしセ ミケミカルパルプ製造工程(前工程の未さらしセミ ケミカルパルプ製造工程を含む。) に係るもの	20	10	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さら しクラフトパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げ るものを除く。)	20	15	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらし クラフトパルプ製造工程(前工程の未さらしクラフ トパルプ製造工程を含む。) に係るもの	20	15	
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を 原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げ るものを除く。)	20	15	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を 原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程 (前工程の離解工程を含む。) に係るもの	20	15	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又 は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に 係るもの	20	10	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラン ドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモ メカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程(前 工程のグランドパルプ、リファイナーグランドパル プ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有する ものに限る。) に係るもの	20	10	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製 造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	20	15	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製 造工程に係るもの	20	15	
89	機械すき和紙製造業	20	10	
90	手すき和紙製造業	20	10	
91	塗工紙製造業	20	10	
92	段ボール製造業	20	10	
93	重包装紙袋製造業	20	10	
94	セロファン製造業	20	10	
95	乾式法による繊維板製造業	20	10	
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	20	15	

97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号 76 の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	15	
98	新聞業	20	10	
99	出版業	20	10	
100	印刷業	30	25	
101	製版業	30	25	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	20	15	(ア) アンモニア製造工程にあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30 とする。 (イ) アンモニア誘導品製造工程にあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、200、200 とする。 (ウ) 尿素製造工程にあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1500、1500 とする。
103	複合肥料製造業	20	15	
104	化学肥料製造業（前 2 項に掲げるものを除く。）	15	10	
105	ソーダ工業	20	15	
106	電炉工業	15	10	
107	無機顔料製造業	50	40	
108	無機化学工業製品製造業（整理番号 105 の項から前項までに掲げるものを除く。）	50	40	
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	20	15	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40 とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50 とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	20	15	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40 とする。

113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、15とする。
114	石油化学系基礎製品製造業（整理番号 109 の項から前項までに掲げるものを除く。）	30	20	
115	脂肪族系中間物製造業	20	15	（ア）窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。 （イ）青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、500、500とする。
116	メタン誘導品製造業	20	20	
117	発酵工業	60	30	
118	コールタール製品製造業	1000	1000	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	20	15	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。
120	プラスチック製造業	20	20	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
121	合成ゴム製造業	20	15	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。

122	有機化学工業製品製造業(整理番号 109 の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	15	(ア) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80、35 とする。 (イ) メラミン製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1500、1500 とする。 (ウ) 化学発泡剤製造工程(尿素を原料として使用するものに限る)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、200、35 とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	15	10	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	15	10	
125	合成繊維製造業	20	15	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、200、55 とする。
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	15	10	
127	石けん・合成洗剤製造業	20	15	
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	20	15	
129	塗料製造業	20	15	
130	印刷インキ製造業	15	10	
131	医薬品原薬・製剤製造業	20	15	医薬品原薬製造工程(窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、20 とする。
132	医薬品製剤製造業	20	20	
133	生物学的製剤製造業	15	10	
134	生薬・漢方製剤製造業	15	10	
135	動物用医薬品製造業	20	15	
136	火薬類製造業	20	15	
137	農薬製造業	20	15	
138	合成香料製造業	15	10	
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	15	10	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	20	20	
141	にかわ製造業	15	10	

142	ゼラチン・接着剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	20	
143	写真感光材料製造業	20	15	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	15	10	
145	イオン交換樹脂製造業	15	10	
146	化学工業（整理番号 102 の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	20	
147	石油精製業	20	15	
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	10	
149	コークス製造業	600	400	
150	石油コークス製造業	20	10	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	20	15	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	20	10	
153	ゴム製品製造業（前 2 項に掲げるものを除く。）	20	15	
154	なめしかわ製造業	20	10	
155	毛皮製造業	20	10	
156	板ガラス製造業	20	15	
157	板ガラス加工業	20	15	
158	ガラス製加工素材製造業	20	10	
159	ガラス容器製造業	20	15	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	20	10	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	20	15	
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	20	10	
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	10	
164	ガラス・同製品製造業（整理番号 156 の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	10	
165	生コンクリート製造業	20	15	
166	コンクリート製品製造業	20	15	
167	セメント製品製造業（前 2 項に掲げるものを除く。）	20	15	
168	黒鉛電極製造業	20	10	
169	砕石製造業	20	15	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	20	15	
171	模造真珠製造業（ガラス製のものに限る。）	20	10	
172	うわ薬製造業	20	15	
173	製鋼圧延を行う高炉による製鉄業	20	15	(ア) コークス製造工程にあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、600、400 とする。 (イ) ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40 とする。

174	製鋼圧延を行わない高炉による製鉄業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
175	フェロアロイ製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
177	転炉(単独転炉を含む。) による製鋼・製鋼圧延業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
178	電気炉(単独電気炉を含む。) による製鋼・製鋼圧延業	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
179	熱間圧延業(整理番号 182 の項及び同 183 の項に掲げるものを除く。)	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
180	冷間圧延業(整理番号 182 の項及び同 183 の項に掲げるものを除く。)	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
181	冷間ロール成型形鋼製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
182	鋼管製造業	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
183	伸鉄業	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。

184	磨棒鋼製造業	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
185	引拔鋼管製造業	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
186	伸線業	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
187	ブリキ製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
188	亜鉛鉄板製造業	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
189	めっき鋼管製造業	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
190	めっき鉄鋼線製造業	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
192	鍛鋼製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
193	鍛工品製造業	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。

194	鋳鋼製造業	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40 とする。
195	鋳鉄铸件製造業(次項及び整理番号 197 の項に掲げるものを除く。)	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40 とする。
196	鋳鉄管製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40 とする。
197	可鍛鋳鉄製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40 とする。
198	鉄粉製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40 とする。
199	鉄鋼業(整理番号 173 の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40 とする。
200	非鉄金属製造業	20	15	核燃料製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50 とする。
201	電気めっき業	40	30	窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50 とする。

202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	40	30	(ア) 溶融めっき工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50 とする。 (イ) アルマイト加工工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50 とする。
203	一般機械器具製造業	35	25	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄(1)の値は55 とする。
204	電子回路製造業	30	20	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	30	20	
206	輸送用機械器具製造業	30	20	
207	精密機械器具製造業	30	20	
208	ガス製造工場	25	20	
209	下水道業	25	20	活性汚泥法、標準散水ろ床法その他これらと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの（高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。）にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、15、10 とする。
210	空瓶卸売業	25	20	
211	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。）	25	20	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	25	20	
213	飲食店	25	20	
214	宿泊業	25	20	
215	リネンサプライ業	25	20	
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	25	20	
217	商業写真業	25	20	

218	写真業（前項に掲げるものを除き、写真現像・焼付業を含む。）			25	20	
219	自動車整備業			25	20	
220	病院			25	20	
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 501 人以上のものに限る。）			40	30	第 2 欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、10 とする。
222	し尿浄化槽（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 201 人以上 500 人以下のものに限る。）			40	30	第 2 欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、10 とする。
223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）			60	40	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、20 とする。
224	ごみ処理業			25	20	
225	廃油処理業			25	20	
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）			50	40	
227	死亡獣畜取扱業			25	20	
228	と畜場			30	20	
229	中央卸売市場			25	20	
230	地方卸売市場			25	20	
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則（昭和 46 年総理府・通商産業省令第 2 号）第 1 条の 2 各号に掲げるものをいう。）			25	20	
232	整理番号 2 の項から前項までに分類されないもの	ア	し尿浄化槽（処理対象人員が 200 人以下のもの）、社員食堂のちゅう房施設等生活に伴う施設に係るもの	40	30	
		イ	その他	20	15	

付表 3

りん含有量に係る指導値

整理 番号	業種その他の区分	りん含有量 (単位 1 リットルにつ きミリグラム)		備 考
		(1)	(2)	
2	畜産農業	36	9	
3	天然ガス鉱業	3	2	
4	非金属鉱業	4	2	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	8	6	
6	乳製品製造業	6	4.5	
7	畜産食料品製造業（前 2 項に掲げるものを除く。）	8	6	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	3	1.5	
9	寒天製造業	3	1.5	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	3	1.5	
11	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	8	6	
12	冷凍水産物製造業	8	6	
13	冷凍水産食品製造業	8	6	
14	水産食料品製造業（整理番号 8 の項から前項まで に掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業 を含む。）	8	6	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	6	4.5	
16	野菜漬物製造業	6	4.5	
17	味そ製造業	7.5	5.5	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	8	6	
19	うま味調味料製造業	3	1.5	
20	ソース製造業	6	4.5	
21	食酢製造業	4	3	
22	砂糖精製業	6	4.5	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	4	3	
24	小麦粉製造業	3	1.5	
25	パン製造業	6	4.5	
26	生菓子製造業	6	4.5	
27	ビスケット類・干菓子製造業	3	1.5	
28	米菓製造業	6	4.5	
29	パン・菓子製造業（整理番号 25 の項から前項まで に掲げるものを除く。）	6	4.5	
30	植物油脂製造業	7.5	5.5	(ア) りん又はその化合物を脱ガム剤として使用 するものにあつては、第 3 欄(1)の値は 8 とする。 (イ) 米糠を原料として使用 するものにあつては、第 3 欄(1)の値は 8 とする。
31	動物油脂製造業	6	4.5	
32	食用油脂加工業	6	4.5	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	3	1.5	
34	穀類でんぷん製造業	4	3	

35	めん類製造業	6	4.5	
36	こうじ・種こうじ・麦芽製造業	3	1.5	
37	豆腐・油揚げ製造業	6	4.5	
38	あん類製造業	5	4	
39	冷凍調理食品製造業	8	6	
40	そう（惣）菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	7.5	5.5	
41	清涼飲料製造業	6	3.5	
42	果実酒製造業	4	3	
43	ビール製造業	4	3	
44	清酒製造業	4	3	
45	蒸留酒・混成酒製造業	4	3	
46	インスタントコーヒー製造業	4	3	
47	配合飼料製造業	2	1	
48	単体飼料製造業	3.5	3	
49	有機質肥料製造業	3.5	3	
50	たばこ製造業	2	1	
51	器械生糸製造業	2	1	
52	座繰生糸製造業	2	1	
53	玉糸製造業	2	1	
54	生糸製造業（整理番号 51 の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	
55	繊維工業（整理番号 51 の項から前項までに掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの	5	4	
56	繊維工業で副蚕糸精練工程に係るもの	2	1	
57	繊維工業で麻製繊維工程に係るもの	2	1	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの	6	4.5	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	6	4.5	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	6	4.5	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	6	4.5	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	6	4.5	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	6	4.5	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	5	4	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	2	1	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	6	4.5	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	2	1	
68	繊維工業（整理番号 55 の項から前項までに掲げるものを除く。）	5	4	
69	一般製材業	2	1	

70	木材チップ製造業	2	1	
71	合板製造業（集成材製造業を含む。）	2	2	
72	パーティクルボード製造業（次項に掲げるものを除く。）	2	1	
73	パーティクルボード製造業で湿式剥皮工程に係るもの	2	1	
74	床柱製造業	2	1	
75	木材薬品処理業	2	1	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	2	1	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	2	1	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナーグランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	2	1	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	2	1	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	2	1	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	2	1.5	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	2	1.5	
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	2	2	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	2	1.5	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	2	1	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	2	1	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	2	1.5	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	2	1.5	

89	機械すき和紙製造業	2	1	
90	手すき和紙製造業	2	1	
91	塗工紙製造業	2	1	
92	段ボール製造業	2	1	
93	重包装紙袋製造業	2	1	
94	セロファン製造業	2	1	
95	乾式法による繊維板製造業	2	1	
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1.5	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号 76 の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	2	
98	新聞業	2	1	
99	出版業	2	1	
100	印刷業	2	2	
101	製版業	2	2	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	2	1.5	
103	複合肥料製造業	2	1.5	
104	化学肥料製造業（前 2 項に掲げるものを除く。）	2	1	
105	ソーダ工業	2	1.5	
106	電炉工業	2	1	
107	無機顔料製造業	4	2.5	
108	無機化学工業製品製造業（整理番号 105 の項から前項までに掲げるものを除く。）	5	2.5	りん及びりん化合物製造工程にあっては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8、6 とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	2	2	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6.5、5 とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	2	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6.5、4 とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	2	1.5	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	2	1	
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	2	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6.5、4 とする。

114	石油化学系基礎製品製造業（整理番号 109 の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1.5	
115	脂肪族系中間物製造業	2	1.5	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8、6とする。
116	メタン誘導品製造業	2	2	
117	発酵工業	2	1.5	
118	コーラル製品製造業	2	1	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	2	1.5	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6.5、5とする。
120	プラスチック製造業	2	2	
121	合成ゴム製造業	2	2	
122	有機化学工業製品製造業（整理番号 109 の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	2	
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	2	1	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	2	1	
125	合成繊維製造業	2	1.5	
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	2	1	
127	石けん・合成洗剤製造業	2	2	
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	2	
129	塗料製造業	2	2	
130	印刷インキ製造業	2	1	
131	医薬品原薬・製剤製造業	2	1.5	医薬品原薬製造工程（りん又はその化合物を原料として使用するものに限る。）にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、4、3とする。
132	医薬品製剤製造業	2	2	
133	生物学的製剤製造業	2	1	
134	生薬・漢方製剤製造業	2	1	
135	動物用医薬品製造業	2	1.5	
136	火薬類製造業	2	1.5	
137	農薬製造業	2	1.5	
138	合成香料製造業	2	1	
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	2	2	
141	にかわ製造業	2	1	

142	ゼラチン・接着剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	2	
143	写真感光材料製造業	2	1.5	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	2	1	
145	イオン交換樹脂製造業	2	1	
146	化学工業（整理番号 102 の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	2	
147	石油精製業	2	1.5	
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	
149	コークス製造業	2	1	
150	石油コークス製造業	2	1	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	2	2	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	2	1	
153	ゴム製品製造業（前 2 項に掲げるものを除く。）	2	2	
154	なめしかわ製造業	2	1	
155	毛皮製造業	2	1	
156	板ガラス製造業	2	1.5	
157	板ガラス加工業	2	2	
158	ガラス製加工素材製造業	2	1	
159	ガラス容器製造業	2	1.5	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	2	1	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	2	2	
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	2	1	
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	
164	ガラス・同製品製造業（整理番号 156 の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	
165	生コンクリート製造業	2	1.5	
166	コンクリート製品製造業	2	2	
167	セメント製品製造業（前 2 項に掲げるものを除く。）	2	2	
168	黒鉛電極製造業	2	1	
169	砕石製造業	2	2	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	2	2	
171	模造真珠製造業（ガラス製のものに限る。）	2	1	
172	うわ薬製造業	2	2	
173	製鋼圧延を行う高炉による製鉄業	2	1.5	
174	製鋼圧延を行わない高炉による製鉄業	2	1	
175	フェロアロイ製造業	2	1	
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	
177	転炉（単独転炉を含む。）による製鋼・製鋼圧延業	2	1	
178	電気炉（単独電気炉を含む。）による製鋼・製鋼圧延業	2	1.5	
179	熱間圧延業（整理番号 182 の項及び同 183 の項に掲げるものを除く。）	2	1.5	
180	冷間圧延業（整理番号 182 の項及び同 183 の項に掲げるものを除く。）	2	1	

181	冷間ロール成型形鋼製造業	2	1	
182	鋼管製造業	2	1.5	
183	伸鉄業	2	1.5	
184	磨棒鋼製造業	2	1.5	
185	引抜鋼管製造業	2	1.5	
186	伸線業	2	1.5	
187	ブリキ製造業	2	1	
188	亜鉛鉄板製造業	2	1.5	
189	めっき鋼管製造業	2	1.5	
190	めっき鉄鋼線製造業	2	1.5	
191	表面処理鋼材製造業（整理番号 187 の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1.5	
192	鍛鋼製造業	2	1	
193	鍛工品製造業	2	1.5	
194	鋳鋼製造業	2	1.5	
195	銑鉄鋳物製造業（次項及び整理番号 197 の項に掲げるものを除く。）	2	1.5	
196	鋳鉄管製造業	2	1	
197	可鍛鋳鉄製造業	2	1	
198	鉄粉製造業	2	1	
199	鉄鋼業（整理番号 173 の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1.5	
200	非鉄金属製造業	2	1.5	
201	電気めっき業	5.5	3.5	
202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	5.5	3.5	アルマイト加工工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8、6とする。
203	一般機械器具製造業	3	2	
204	電子回路製造業	3	2	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	3	2	民生用電気機械器具製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6、4とする。
206	輸送用機械器具製造業	3	2	自動車・同付属品製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、4、3とする。

207	精密機械器具製造業	3	2	時計・同部分品製造工程（時計側を除く。）にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8、4.5とする。
208	ガス製造工場	4.5	3.5	
209	下水道業	2	1.5	活性汚泥法、標準散水ろ床法その他これらと同程度に下水中のりんを除去できる方法より高度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するもの（高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。）にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1、1とする。
210	空瓶卸売業	5	4	
211	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。）	5	4	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	6.5	4.5	
213	飲食店	6.5	4.5	
214	宿泊業	5	4	
215	リネンサプライ業	6	4.5	
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	6	4.5	
217	商業写真業	5	4	
218	写真業（前項に掲げるものを除き、写真現像・焼付業を含む。）	5	4	
219	自動車整備業	5	4	
220	病院	5	4	
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。）	4	3	第2欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1、1とする。

222	し尿浄化槽（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 201 人以上 500 人以下のものに限る。）		4	3	第 2 欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1、1 とする。	
223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）		3	2	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、2、1 とする。	
224	ごみ処理業		5	4		
225	廃油処理業		4	3		
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）		6	4.5		
227	死亡獣畜取扱業		4	3		
228	と畜場		8	4.5		
229	中央卸売市場		4	3		
230	地方卸売市場		5	4		
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則（昭和 46 年総理府・通商産業省令第 2 号）第 1 条の 2 各号に掲げるものをいう。）		5	4		
232	整理番号 2 の項から前項までに分類されないもの	ア	し尿浄化槽（処理対象人員が 200 人以下のもの）、社員食堂のちゅう房施設等生活に伴う施設に係るもの	4	3	
		イ	その他	3	2	

化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の測定方法

昭和 54 年 5 月 16 日（環境庁告示第 20 号）

水質汚濁防止法施行規則（昭和 46 年総理府、通商産業省令第 2 号）第 9 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づき、化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の測定方法を次のように定め、昭和 54 年 6 月 12 日から施行する。

化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の測定方法

第 1 特定排出水の化学的酸素要求量に関する汚染状態の計測方法

- 1 日平均排出量が 400 m³以上である指定地域内事業場に係る場合は、別記 1 (1)の計測法によるものとし、この計測法によることが技術的に適当でない場合その他この計測法によりがたいと認められる場合にあっては、別記 1 (2)の計測法によることができるものとする。ただし、指定地域内事業場の規模、排水系統の状況、特定排出水の汚染状態及び量その他の事情により、別記 1 (1)又は(2)の計測法によることが困難と認められる場合は、都道府県知事の定めるところにより、別記 1 (3)又は(4)の計測法によることができる。
- 2 日平均排水量が 400 立米未満である指定地域内事業場に係る場合は、別記 1 のいずれかの計測法によるものとする。

第 2 特定排出水の量の計測方法

- 1 日平均排水量が 400 m³以上である指定地域内事業場に係る場合は、別記 2 (1)又は(2)の計測法によるものとする。ただし、指定地域内事業場の規模、排水系統の状況、特定排出水の汚染状態及び量その他の事情により、別記 2 (1)又は(2)の計測法によることが困難と認められる場合は、都道府県知事の定めるところにより、別記 2 (3)の計測法によることができる。
- 2 日平均排水量が 400 m³未満である指定地域内事業場に係る場合は、別記 2 のいずれかの計測法によるものとする。
- 3 1 及び 2 の規定にかかわらず、用水の量と特定排出水の量との関係が明らかであると認められる場合は、当該特定排出水については、都道府県知事の定めるところにより、日平均排水量が 400 m³以上である指定地域内事業場に係る場合にあっては、別記 2 (1)又は(2)の計測法により、日平均排水量が 400 m³未満である指定地域内事業場に係る場合にあっては別記 2 のいずれかの計測法により用水の量を計測し、あらかじめ用水の量と特定排出水の量との関係から求めた換算式を用いて特定排出水の量を計算することにより特定排出水の量を計測することができる。

第 3 特定排出水の汚濁負荷量の算定方法

次の算式を基本として特定排出水の汚濁負荷量を算定する方法によるものとする。

$$L = C \cdot Q \times 10^{-3}$$

この式において、L、C 及び Q は、それぞれ次の値を表すものとする。

L 排出される汚濁負荷量（単位 1 日につきキログラム）

C 特定排出水の窒素含有量（単位 1 リットルにつきミリグラム）

Q 特定排出水の量（単位 1 日につき立法メートル）

第 4 その他

- 1 特定排水の化学的酸素要求量に関する汚染状態及び特定排水の量を計測し、特定排水の汚濁負荷量を算定することが排水系統の状況により困難な場合であって、排水及び特定排水以外の排水の化学的酸素要求量に関する汚染状態並びにそれらの量を計測し、第3の算定方法の例によってそれぞれの汚濁負荷量を求めることにより特定排水の汚濁負荷量を算定することが適当であると認められる場合は、この測定方法によることができるものとする。
- 2 1に規定する測定方法による場合は、排水及び特定排水以外の排水の化学的酸素要求量に関する汚染状態の計測は別記1(1)又は(2)の計測法により、それらの量の計測は別記2(1)又は(2)の計測法によるものとする。ただし、指定地域内事業場の規模、排水及び特定排水以外の排水の汚染状態及び量その他の事情により、別記1(1)若しくは(2)又は別記2(1)若しくは(2)の計測法によることが困難と認められる場合は、都道府県知事の定めるところにより、排水及び特定排水以外の排水の化学的酸素要求量に関する汚染状態の計測については別記1(3)又は(4)の計測法により、それらの量の計測については別記2(3)の計測法によることができる。

別記1

- (1) 自動的に有機性物質に関する汚染状態を計測することができる機器であって、自動的に計測結果を記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものにより、試料（自動的に採取されたものに限る。）の汚染状態を計測し、あらかじめ当該機器による計測値と昭和49年9月環境庁告示第64号（排水基準に係る検定方法を定める等の件）第11号に掲げる方法（以下「指定計測法」という。）による計測値との関係から求めた換算式を用いて化学的酸素要求量を計算することにより化学的酸素要求量に関する汚染状態を計測する方法
- (2) 指定計測法により、試料（自動的に、流量に比例して採取され、保存されたものに限る。）の汚染状態を計測する方法
- (3) 指定計測法により、試料の汚染状態を計測する方法（(2)の方法を除く。）
- (4) 有機性物質に関する汚染状態を計測することができる方法により、試料の汚染状態を計測し、あらかじめ当該方法による計測値と指定計測法による計測値との関係から求めた換算式を用いて化学的酸素要求量を計算することにより化学的酸素要求量に関する汚染状態を計測する方法（(1)の方法を除く。）

備考

- 1 (3)又は(4)の計測法による場合は、1日3回以上試料を採取すること。
- 2 (1)又は(4)の計測法による場合は、必要に応じ、換算式の検証を行うこと。

別記2（昭57環庁告43・昭60環庁告18・一部改正）

- (1) 流量計又は流速計であって、自動的に水量を積算して計測結果を記録することができる機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものにより水量を計測する方法
- (2) 積算体積計であって、自動的に計測結果を記録することができる機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものにより水量を計測する方法
- (3) 日本工業規格K0094の8に定める方法（流速計及び流量計による測定方法を除く。）を用いて水量を計測する方法その他これと同程度の計測結果の得られる方法により水量を計測する方法（(1)及び(2)の方法を除く。）

窒素含有量に係る汚濁負荷量の測定方法

平成 13 年 12 月 13 日（環境省告示第 77 号（一部改正 平成 16 年 3 月 18 日環境省告示第 13 号））

水質汚濁防止法施行規則（昭和 46 年総理府、通商産業省令第 2 号）第 9 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づき、窒素含有量に係る汚濁負荷量の測定方法を次のように定める。

平成 13 年 12 月 13 日

窒素含有量に係る汚濁負荷量の測定方法

第 1 特定排出水の窒素含有量に関する汚染状態の計測方法

- 1 日平均排出量が 400 m³以上である指定地域内事業場に係る場合は、別記 1 (1)の計測法によるものとし、この計測法によることが技術的に適当でない場合その他この計測法によりがたいと認められる場合にあっては、別記 1 (2)の計測法によることができるものとする。ただし、指定地域内事業場の規模、排水系統の状況、特定排出水の汚染状態及び量その他の事情により、別記 1 (1)又は(2)の計測法によることが困難と認められる場合は、都道府県知事の定めるところにより、別記 1 (3)又は(4)の計測法によることができる。
- 2 日平均排水量が 400 m³未満である指定地域内事業場に係る場合は、別記 1 のいずれかの計測法によるものとする。

第 2 特定排出水の量の計測方法

- 1 日平均排水量が 400 m³以上である指定地域内事業場に係る場合は、別記 2 (1)又は(2)の計測法によるものとする。ただし、指定地域内事業場の規模、排水系統の状況、特定排出水の汚染状態及び量その他の事情により、別記 2 (1)又は(2)の計測法によることが困難と認められる場合は、都道府県知事の定めるところにより、別記 2 (3)の計測法によることができる。
- 2 日平均排水量が 400 m³未満である指定地域内事業場に係る場合は、別記 2 のいずれかの計測法によるものとする。
- 3 1 及び 2 の規定にかかわらず、用水の量と特定排出水の量との関係が明らかであると認められる場合は、当該特定排出水については、都道府県知事の定めるところにより、日平均排水量が 400 m³以上である指定地域内事業場に係る場合にあっては、別記 2 (1)又は(2)の計測法により、日平均排水量が 400 m³未満である指定地域内事業場に係る場合にあっては、別記 2 のいずれかの計測法により用水の量を計測し、あらかじめ用水の量と特定排出水の量との関係から求めた換算式を用いて特定排出水の量を計算することにより特定排出水の量を計測することができる。

第 3 特定排出水の汚濁負荷量の算定方法

次の算式を基本として特定排出水の汚濁負荷量を算定する方法によるものとする。

$$L = C \cdot Q \times 10^{-3}$$

この式において、L、C 及び Q は、それぞれ次の値を表すものとする。

L 排出される汚濁負荷量（単位 1 日につきキログラム）

C 特定排出水の窒素含有量（単位 1 リットルにつきミリグラム）

Q 特定排出水の量（単位 1 日につき立法メートル）

第 4 その他

- 1 特定排出水の窒素含有量に関する汚染状態及び特定排出水の量を計測し、特定排出水の汚濁負荷

量を算定することが排水系統の状況により困難な場合であって、排水及び特定排水以外の排水の窒素含有量に関する汚染状態並びにそれらの量を計測し、第3の算定方法の例によってそれぞれの汚濁負荷量を求めることにより特定排水の汚濁負荷量を算定することが適当であると認められる場合は、この測定方法によることができるものとする。

- 2 1に規定する測定方法による場合は、排水及び特定排水以外の排水の窒素含有量に関する汚染状態の計測は別記1(1)又は(2)の計測法により、それらの量の計測は別記2(1)又は(2)の計測法によるものとする。ただし、指定地域内事業場の規模、排水及び特定排水以外の排水の汚染状態及び量その他の事情により、別記1(1)若しくは(2)又は別記2(1)若しくは(2)の計測法によることが困難と認められる場合は、都道府県知事の定めるところにより、排水及び特定排水以外の排水の窒素含有量に関する汚染状態の計測については別記1(3)又は(4)の計測法により、それらの量の計測については別記2(3)の計測法によることができる。

別記1

- (1) 自動的に窒素含有量に関する汚染状態を計測することができる機器（昭和49年9月環境庁告示第64号（環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法を定める等の件）第40号に掲げる方法（以下「指定計測法」という。）と同程度の計測結果の得られる機器に限る。）であって、自動的に計測結果を記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものにより、試料（自動的に採取されたものに限る。）の汚染状態を計測する方法
- (2) 指定計測法により、試料（自動的に、流量に比例して採取され、保存されたものに限る。）の汚染状態を計測する方法
- (3) 指定計測法により、試料の汚染状態を計測する方法（(2)の方法を除く。）
- (4) 窒素含有量に関する汚染状態を計測することができる方法（指定計測法と同程度の計測結果の得られる方法に限る。）により、試料の汚染状態を計測する方法（(1)の方法を除く）

備考

(3)又は(4)の計測法による場合は、1日3回以上試料を採取すること。

別記2

- (1) 流量計又は流速計であって、自動的に水量を積算して計測結果を記録することができる機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものにより水量を計測する方法
- (2) 積算体積計であって、自動的に計測結果を記録することができる機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものにより水量を計測する方法
- (3) 日本工業規格K0094の8に定める方法（流速計及び流量計による測定方法を除く。）を用いて水量を計測する方法その他これと同程度の計測結果の得られる方法により水量を計測する方法（(1)及び(2)の方法を除く。）

りん含有量に係る汚濁負荷量の測定方法

平成 13 年 12 月 13 日（環境省告示第 78 号（一部改正 平成 16 年 3 月 18 日環境省告示第 14 号））

水質汚濁防止法施行規則（昭和 46 年総理府、通商産業省令第 2 号）第 9 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づき、りん含有量に係る汚濁負荷量の測定方法を次のように定める。

平成 13 年 12 月 13 日

りん含有量に係る汚濁負荷量の測定方法

第 1 特定排出水のりん含有量に関する汚染状態の計測方法

- 1 日平均排出量が 400 m³以上である指定地域内事業場に係る場合は、別記 1 (1)の計測法によるものとし、この計測法によることが技術的に適当でない場合その他この計測法によりがたいと認められる場合にあっては、別記 1 (2)の計測法によることができるものとする。ただし、指定地域内事業場の規模、排水系統の状況、特定排出水の汚染状態及び量その他の事情により、別記 1 (1)又は(2)の計測法によることが困難と認められる場合は、都道府県知事の定めるところにより、別記 1 (3)又は(4)の計測法によることができる。
- 2 日平均排水量が 400 m³未満である指定地域内事業場に係る場合は、別記 1 のいずれかの計測法によるものとする。

第 2 特定排出水の量の計測方法

- 1 日平均排水量が 400 m³以上である指定地域内事業場に係る場合は、別記 2 (1)又は(2)の計測法によるものとする。ただし、指定地域内事業場の規模、排水系統の状況、特定排出水の汚染状態及び量その他の事情により、別記 2 (1)又は(2)の計測法によることが困難と認められる場合は、都道府県知事の定めるところにより、別記 2 (3)の計測法によることができる。
- 2 日平均排水量が 400 m³未満である指定地域内事業場に係る場合は、別記 2 のいずれかの計測法によるものとする。
- 3 1 及び 2 の規定にかかわらず、用水の量と特定排出水の量との関係が明らかであると認められる場合は、当該特定排出水については、都道府県知事の定めるところにより、日平均排水量が 400 m³以上である指定地域内事業場に係る場合にあっては、別記 2 (1)又は(2)の計測法により、日平均排水量が 400 m³未満である指定地域内事業場に係る場合にあっては、別記 2 のいずれかの計測法により用水の量を計測し、あらかじめ用水の量と特定排出水の量との関係から求めた換算式を用いて特定排出水の量を計算することにより特定排出水の量を計測することができる。

第 3 特定排出水の汚濁負荷量の算定方法

次の算式を基本として特定排出水の汚濁負荷量を算定する方法によるものとする。

$$L = C \cdot Q \times 10^{-3}$$

この式において、L、C 及び Q は、それぞれ次の値を表すものとする。

L 排出される汚濁負荷量（単位 1 日につきキログラム）

C 特定排出水の窒素含有量（単位 1 リットルにつきミリグラム）

Q 特定排出水の量（単位 1 日につき立法メートル）

第 4 その他

- 1 特定排出水のりん含有量に関する汚染状態及び特定排出水の量を計測し、特定排出水の汚濁負荷量を算定することが排水系統の状況により困難な場合であって、排水及び特定排水以外の排水のりん含有量に関する汚染状態並びにそれらの量を計測し、第3の算定方法の例によってそれぞれの汚濁負荷量を求めることにより特定排出水の汚濁負荷量を算定することが適当であると認められる場合は、この測定方法によることができるものとする。
- 2 1に規定する測定方法による場合は、排水及び特定排水以外の排水のりん含有量に関する汚染状態の計測は別記1(1)又は(2)の計測法により、それらの量の計測は別記2(1)又は(2)の計測法によるものとする。ただし、指定地域内事業場の規模、排水及び特定排水以外の排水の汚染状態及び量その他の事情により、別記1(1)若しくは(2)又は別記2(1)若しくは(2)の計測法によることが困難と認められる場合は、都道府県知事の定めるところにより、排水及び特定排水以外の排水のりん含有量に関する汚染状態の計測については別記1(3)又は(4)の計測法により、それらの量の計測については別記2(3)の計測法によることができる。

別記1

- (1) 自動的にりん含有量に関する汚染状態を計測することができる機器（昭和49年9月環境庁告示第64号（環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法を定める等の件）第41号に掲げる方法（以下「指定計測法」という。）と同程度の計測結果の得られる機器に限る。）であって、自動的に計測結果を記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものにより、試料（自動的に採取されたものに限る。）の汚染状態を計測する方法
- (2) 指定計測法により、試料（自動的に、流量に比例して採取され、保存されたものに限る。）の汚染状態を計測する方法
- (3) 指定計測法により、試料の汚染状態を計測する方法（(2)の方法を除く。）
- (4) りん含有量に関する汚染状態を計測することができる方法（指定計測法と同程度の計測結果の得られる方法に限る。）により、試料の汚染状態を計測する方法（(1)の方法を除く）

備考

(3)又は(4)の計測法による場合は、1日3回以上試料を採取すること。

別記2

- (1) 流量計又は流速計であって、自動的に水量を積算して計測結果を記録することができる機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものにより水量を計測する方法
- (2) 積算体積計であって、自動的に計測結果を記録することができる機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものにより水量を計測する方法
- (3) 日本工業規格K0094の8に定める方法（流速計及び流量計による測定方法を除く。）を用いて水量を計測する方法その他これと同程度の計測結果の得られる方法により水量を計測する方法（(1)及び(2)の方法を除く。）

化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の測定方法に関する知事の定める要件及び計測法

昭和 55 年 5 月 30 日（愛知県告示第 623 号（改正 平成 3 年 3 月 27 日愛知県告示第 287 号））

化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の測定方法(昭和 54 年環境庁告示第 20 号。以下「告示」という。)
 第 1 の 1 ただし書、第 2 の 1 ただし書、第 2 の 3 及び第 4 の 2 ただし書の規定に基づき、これらの規定を適用できる場合の要件を別表の左欄のとおり定め、その要件に該当する場合の計測法を同表の右欄のとおり定め、昭和 55 年 7 月 1 日から施行する。ただし、別表（その 1）5 の項に掲げる要件及び計測法は、特定施設（指定地域特定施設を含む。以下同じ。）の設置若しくは構造等の変更後又は指定地域内事業場の設置後、60 日を超えない期間に限り適用するものとする。

附則（平成 3 年 3 月 27 日告示第 287 号）

この告示は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（その 1）（告示第 1 の 1 のただし書関係）

要 件	計 測 法
1 指定地域内事業場の規模が極めて小規模であると認められる場合	告示別記 1 (3)又は(4)
2 指定地域内事業場に特定排出水の測定場所が数多く存在し、かつ、当該指定地域内事業場全体の汚濁負荷量の 80 パーセント以上について自動計測器等により計測している場合において、当該指定地域内事業場の中でも汚濁負荷量が小さいと認められる特定排出水の場合	
3 小規模な生活排水等であって、その汚染状態が小さく、かつ、その量が少ないと認められる特定排出水の場合	
4 特定排出水の汚染状態が常に一定である場合	告示別記 1 (3)
5 新たに設置若しくは構造等の変更がされた特定施設に係る特定排出水又は新たに設置された指定地域内事業場に係る特定排出水の場合	
6 前各項に定めるもののほか、排水系統の状況等によりやむを得ない事情があると認められる場合	告示別記 1 (3)又は(4)

別表（その 2）（告示第 2 の 1 のただし書関係）

要 件	計 測 法
1 指定地域内事業場の規模が極めて小規模であると認められる場合	告示別記 2 (3)
2 指定地域内事業場に特定排出水の測定場所が数多く存在し、かつ、当該指定地域内事業場全体の汚濁負荷量の 80 パーセント以上について自動計測器等により計測している場合において、当該指定地域内事業場の中でも汚濁負荷量が小さいと認められる特定排出水の場合	
3 小規模な生活排水等であって、その汚染状態が小さく、かつ、その量が少ないと認められる特定排出水の場合	
4 前各項に定めるもののほか、排水系統の状況等によりやむを得ない 事情があると認められる場合	

別表（その３）（告示第２の３関係）

要 件	計 測 法	
小規模な生活排水等であって、用水の量と特定排出水の量との関係が一定であり、かつ、用水の量の計測から間接的に特定排出水の量を計測した場合に、特定排出水の量を直接計測した場合と同程度の計測精度が得られると認められる特定排出水の場合	日平均排水量が 400 m ³ 以上の指定地域内事業場	告示別記 2(1)又は(2)
	日平均排水量が 400 m ³ 未満の指定地域内事業場	告示別記 2(1)、(2)又は(3)

別表（その４）（告示第４の２のただし書関係）

要 件	計 測 法			
	排出水の汚染状態	特定排出水以外の排出水の汚染状態	排出水の量	特定排出水以外の排出水の量
1 指定地域内事業場の規模が極めて小規模であると認められる場合	告示別記 1 (3)又は(4)	告示別記 1 (3)又は(4)	告示別記 2 (3)	告示別記 2 (3)
2 指定地域内事業場に特定排出水以外の排出水の測定場所が数多く存在し、かつ、当該指定地域内事業場全体の特定排出水以外の排出水の汚濁負荷量の 80 パーセント以上について自動計測器等により計測している場合において、当該指定地域内事業場の中でも量が少ないと認められる特定排出水以外の排出水の場合				
3 特定排出水以外の排出水の汚染状態が常に一定である場合			告示別記 1 (3)	
4 前各項に定めるもののほか、排水系統の状況等によりやむを得ない事情があると認められる場合	告示別記 1 (3)又は(4)	告示別記 1 (3)又は(4)	告示別記 2 (3)	告示別記 2 (3)

窒素含有量に係る汚濁負荷量の測定方法に関する知事の定める要件及び計測法

平成 14 年 7 月 12 日（愛知県告示第 546 号（一部改正 平成 16 年 4 月 2 日告示愛知県第 320 号））

窒素含有量に係る汚濁負荷量の測定方法（平成 13 年環境省告示第 77 号。以下「告示」という。）第 1 の 1 ただし書、第 2 の 1 ただし書、第 2 の 3 及び第 4 の 2 ただし書の規定に基づき、これらの規定を適用できる場合の要件を別表の左欄のとおり定め、その要件に該当する場合の計測法を同表の右欄のとおり定め、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。ただし、別表（その 1）5 の項に掲げる要件及び計測法は、特定施設（指定地域特定施設を含む。以下同じ。）の設置若しくは構造等の変更後又は指定地域内事業場の設置後、60 日を超えない期間に限り適用するものとする。

別表（その 1）（告示第 1 の 1 のただし書関係）

要 件	計 測 法
1 指定地域内事業場の規模が極めて小規模であると認められる場合	告示別記 1 (3)又は(4)
2 指定地域内事業場に特定排出水の測定場所が数多く存在し、かつ、当該指定地域内事業場全体の汚濁負荷量の 80 パーセント以上について自動計測器等により計測している場合において、当該指定地域内事業場の中でも汚濁負荷量が小さいと認められる特定排出水の場合	
3 小規模な生活排水等であって、その汚染状態が小さく、かつ、その量が少ないと認められる特定排出水の場合	
4 特定排出水の汚染状態が常に一定である場合	
5 新たに設置若しくは構造等の変更がされた特定施設に係る特定排出水又は新たに設置された指定地域内事業場に係る特定排出水の場合	
6 前各項に定めるもののほか、排水系統の状況等によりやむを得ない事情があると認められる場合	

別表（その 2）（告示第 2 の 1 のただし書関係）

要 件	計 測 法
1 指定地域内事業場の規模が極めて小規模であると認められる場合	告示別記 2 (3)
2 指定地域内事業場に特定排出水の測定場所が数多く存在し、かつ、当該指定地域内事業場全体の汚濁負荷量の 80 パーセント以上について自動計測器等により計測している場合において、当該指定地域内事業場の中でも汚濁負荷量が小さいと認められる特定排出水の場合	
3 小規模な生活排水等であって、その汚染状態が小さく、かつ、その量が少ないと認められる特定排出水の場合	
4 前各項に定めるもののほか、排水系統の状況等によりやむを得ない事情があると認められる場合	

別表（その 3）（告示第 2 の 3 関係）

要 件	計 測 法
小規模な生活排水等であって、用水の量と特定排出	日平均排水量が 400 m ³ 告示別記 2 (1)又は(2)

水の量との関係が一定であり、かつ、用水の量の計測から間接的に特定排水の量を計測した場合に、特定排水の量を直接計測した場合と同程度の計測精度が得られると認められる特定排水の場合	以上の指定地域内事業場	
	日平均排水量が 400 m ³ 未満の指定地域内事業場	告示別記 2 (1)、(2)又は (3)

別表（その４）（告示第４の２のただし書関係）

要 件	計 測 法			
	排水水の汚染状 態	特定排水水以外 の排水水の汚染 状態	排水水の量	特定排水水以 外の排水水の 量
1 指定地域内事業場の規模 が極めて小規模であると認 められる場合	告示別記 1 (3)又 は(4)	告示別記 1 (3)又 は(4)	告示別記 2 (3)	告示別記 2 (3)
2 指定地域内事業場に特定 排水水以外の排水水の測定 場所が数多く存在し、かつ、 当該指定地域内事業場全体 の特定排水水以外の排水水 の汚濁負荷量の 80 パーセン ト以上について自動計測器 等により計測している場合 において、当該指定地域内事 業場の中でも量が少ないと 認められる特定排水水以外 の排水水の場合				
3 特定排水水以外の排水水 の汚染状態が常に一定であ る場合				
4 前各項に定めるもののほ か、排水系統の状況等により やむを得ない事情があると 認められる場合	告示別記 1 (3)又 は(4)			告示別記 2 (3)

りん含有量に係る汚濁負荷量の測定方法に関する知事の定める要件及び計測法

平成 14 年 7 月 12 日（愛知県告示第 547 号（一部改正 平成 16 年 4 月 2 日愛知県告示第 321 号））

りん含有量に係る汚濁負荷量の測定方法（平成 13 年環境省告示第 78 号。以下「告示」という。）第 1 の 1 ただし書、第 2 の 1 ただし書、第 2 の 3 及び第 4 の 2 ただし書の規定に基づき、これらの規定を適用できる場合の要件を別表の左欄のとおり定め、その要件に該当する場合の計測法を同表の右欄のとおり定め、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。ただし、別表（その 1）5 の項に掲げる要件及び計測法は、特定施設（指定地域特定施設を含む。以下同じ。）の設置若しくは構造等の変更後又は指定地域内事業場の設置後、60 日を超えない期間に限り適用するものとする。

別表（その 1）（告示第 1 の 1 のただし書関係）

要 件	計 測 法
1 指定地域内事業場の規模が極めて小規模であると認められる場合	告示別記 1 (3)又は(4)
2 指定地域内事業場に特定排出水の測定場所が数多く存在し、かつ、当該指定地域内事業場全体の汚濁負荷量の 80 パーセント以上について自動計測器等により計測している場合において、当該指定地域内事業場の中でも汚濁負荷量が小さいと認められる特定排出水の場合	
3 小規模な生活排水等であって、その汚染状態が小さく、かつ、その量が少ないと認められる特定排出水の場合	
4 特定排出水の汚染状態が常に一定である場合	
5 新たに設置若しくは構造等の変更がされた特定施設に係る特定排出水又は新たに設置された指定地域内事業場に係る特定排出水の場合	
6 前各項に定めるもののほか、排水系統の状況等によりやむを得ない事情があると認められる場合	

別表（その 2）（告示第 2 の 1 のただし書関係）

要 件	計 測 法
1 指定地域内事業場の規模が極めて小規模であると認められる場合	告示別記 2 (3)
2 指定地域内事業場に特定排出水の測定場所が数多く存在し、かつ、当該指定地域内事業場全体の汚濁負荷量の 80 パーセント以上について自動計測器等により計測している場合において、当該指定地域内事業場の中でも汚濁負荷量が小さいと認められる特定排出水の場合	
3 小規模な生活排水等であって、その汚染状態が小さく、かつ、その量が少ないと認められる特定排出水の場合	
4 前各項に定めるもののほか、排水系統の状況等によりやむを得ない事情があると認められる場合	

別表（その 3）（告示第 2 の 3 関係）

要 件	計 測 法
小規模な生活排水等であって、用水の量と特定排出	日平均排水量が 400 m ³ 告示別記 2 (1)又は(2)

水の量との関係が一定であり、かつ、用水の量の計測から間接的に特定排水の量を計測した場合に、特定排水の量を直接計測した場合と同程度の計測精度が得られると認められる特定排水の場合	以上の指定地域内事業場	
	日平均排水量が 400 m ³ 未満の指定地域内事業場	告示別記 2 (1)、(2)又は (3)

別表（その４）（告示第４の２のただし書関係）

要 件	計 測 法			
	排水水の汚染状 態	特定排水水以外 の排水水の汚染 状態	排水水の量	特定排水水以 外の排水水の 量
1 指定地域内事業場の規模 が極めて小規模であると認 められる場合	告示別記 1 (3)又 は(4)	告示別記 1 (3)又 は(4)	告示別記 2 (3)	告示別記 2 (3)
2 指定地域内事業場に特定 排水水以外の排水水の測定 場所が数多く存在し、かつ、 当該指定地域内事業場全体 の特定排水水以外の排水水 の汚濁負荷量の 80 パーセン ト以上について自動計測器 等により計測している場合 において、当該指定地域内事 業場の中でも量が少ないと 認められる特定排水水以外 の排水水の場合				
3 特定排水水以外の排水水 の汚染状態が常に一定であ る場合				
4 前各項に定めるもののほ か、排水系統の状況等により やむを得ない事情があると 認められる場合	告示別記 1 (3)又 は(4)			告示別記 2 (3)

水質汚濁防止法施行規則第 9 条の 2 第 1 項第 2 号ただし書に規定する知事が定める排水の期間
昭和 55 年 5 月 30 日（愛知県告示第 624 号（改正 平成 3 年 3 月 27 日告示第 288 号））

水質汚濁防止法施行規則（昭和 46 年総理府・通商産業省令第 2 号）第 9 条の 2 第 1 項第 2 号ただし書の規定に基づき、同規定の測定に係る排水の期間を、別表の左欄に掲げる要件ごとに当該右欄に掲げる排水の期間のとおり定め、昭和 55 年 7 月 1 日から施行する。ただし、別表中 4 の項に掲げる排水の期間は、特定施設（指定地域特定施設を含む。以下同じ。）の設置若しくは構造等の変更後又は指定地域内事業場の設置後、60 日を超えない期間に限り適用するものとする。

附則（平成 3 年 3 月 27 日告示第 288 号）

- この告示は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
- この告示施行の際、現に設置されている処理対象人員が 201 人以上 500 人以下のし尿浄化槽（設置の工事中のものを含む。）から排出される特定排水であって、改正後の別表中第 3 の項に掲げる要件に該当するものにあつては、同項に掲げる排水の期間にかかわらず、平成 3 年 9 月 30 日までの間は、なお従前の例による。

別表

要 件		排水の期間	
1 指定地域内事業場の規模が極めて小規模であると認められる場合 （日平均排水量が 400m ³ 以上の指定地域内事業場に限る。）		7 日	
2 指定地域内事業場に特定排水の測定場所 が数多く存在し、かつ、当該指定地域内事業場 全体の汚濁負荷量の 80 パーセント以上につ いて自動計測器等により計測している場合に おいて、当該指定地域内事業場の中でも汚濁 負荷量が小さいと認められる特定排水の場 合	日平均排水量が 400 m ³ 以上の指定地域内 事業場	30 日	
	日平均排水量が 400 m ³ 未満の指定地域内 事業場	90 日	
3 小規模な生活排水 等であつて、その汚 染状態が小さく、か つ、その量が少なく と認められる特定排 出水の場合	特定施設に該当しな い、し尿浄化槽(処理対 象人員が 200 人以下の もの)、社員食堂のちゆ う房施設等の生活に伴 う施設から排出される 特定排水	日平均排水量が 400 m ³ 以上の指定地域内 事業場	90 日
	その他の特定排水	日平均排水量が 400 m ³ 未満の指定地域内 事業場	180 日
		日平均排水量が 400 m ³ 以上の指定地域内 事業場	30 日
		日平均排水量が 400 m ³ 未満の指定地域内 事業場	30 日

4 新たに設置若しくは構造等の変更がされた特定施設に係る特定排水又は新たに設置された指定地域内事業場に係る特定排水の場合 (日平均排水量が 400 立方メートル以上の指定地域内事業場に限る。)		3 日
5 指定地域内事業場に特定排水以外の排水の測定場所が数多く存在し、かつ、当該指定地域内事業場全体の特定排水以外の排水の汚濁負荷量の 80 パーセント以上について自動計測器等により計測している場合において、当該指定地域内事業場の中でも量が少ないと認められる特定排水以外の排水の場合	日平均排水量が 400 m ³ 以上の指定地域内事業場	30 日
	日平均排水量が 400 m ³ 未満の指定地域内事業場	90 日
6 前各項に定めるもののほか、排水系統の状況等によりやむを得ない事情があると認められる場合 (日平均排水量が 400 立方メートル以上の指定地域内事業場に限る。)		7 日